

## 第3部 分野別計画

- 1 氷見市重層的支援体制整備事業実施計画
- 2 氷見市高齢者福祉計画
- 3 氷見市障害者基本計画
- 4 氷見市成年後見制度利用促進計画
- 5 氷見市再犯防止推進計画

# 1 氷見市重層的支援体制整備事業実施計画

## 第1章 重層的支援体制整備事業について ······ 9 2

1 重層的支援体制整備事業の概要 ······	9 2
2 事業実施によって期待される効果 ······	9 4

## 第2章 氷見市における重層的支援体制整備事業について ··· 9 4

1 計画策定の経緯 ······	9 4
2 計画の位置づけと基本方針 ······	9 4
3 計画の期間 ······	9 5
4 重層的支援体制整備事業の全体像と具体的取り組み ······	9 5
5 計画の進捗状況の管理・評価 ······	9 7
6 重層的支援体制整備事業の具体的な取り組み ······	9 8
ア 相談支援事業 ······	9 9
(ア)包括的な相談支援に関する項目 ······	9 9
(イ)多機関協働に関する項目 ······	1 0 3
(ウ)アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する項目 ···	1 0 7
イ 参加支援事業 ······	1 0 9
ウ 地域づくり支援事業 ······	1 1 1

# 第1章 重層的支援体制整備事業について

## 1 重層的支援体制整備事業の概要

これまでの社会保障制度では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、支援を充実させてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化が急速に進行する中で、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、引きこもりや、世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制では対応が困難なケースが増加しており、必要な支援が届いていない現状があります。こうした中、地域共生社会の実現を目的として、各自治体が包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法の改正(以下、改正法という。)に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）です。

重層事業では、制度の縦割りを解消し、各自治体が創意工夫を持って相談支援体制を整備し、これまで分野ごとに実施していた相談・地域づくりに関連する事業の予算を重層事業交付金として一体的に執行することが可能となっています。

また、各自治体の支援機関・地域の関係者が、円滑な連携・支援体制を構築することを理念として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

### 【地域共生社会の考え方と概念整理】

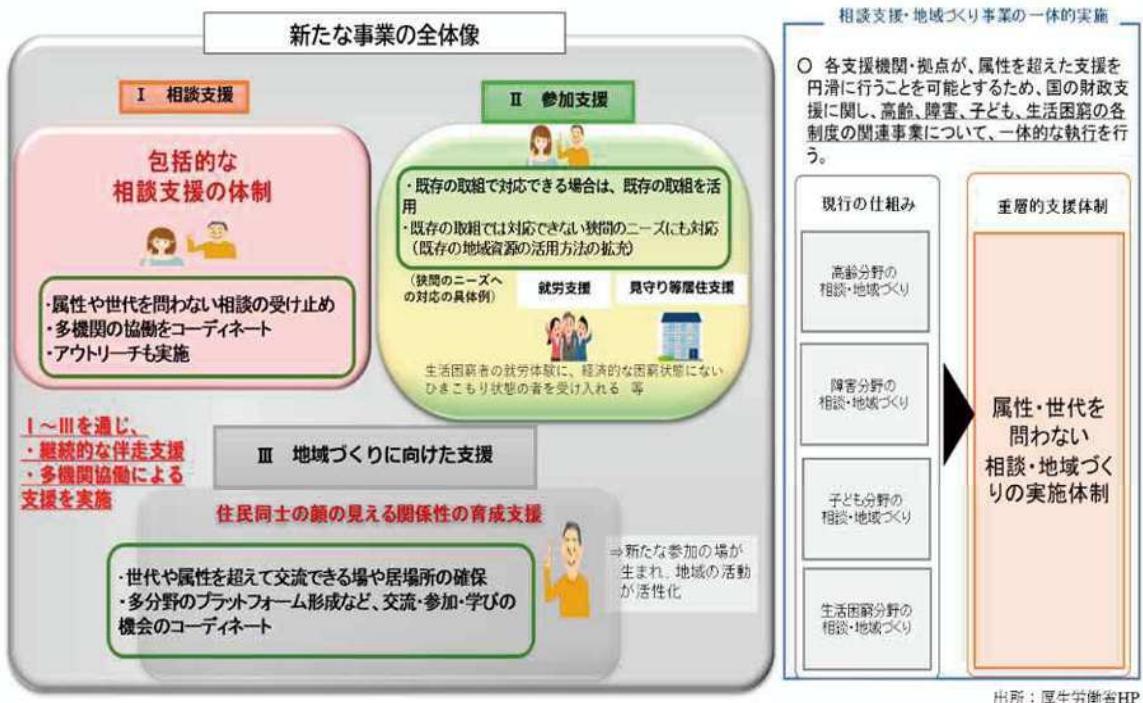


出所：令和2年度セーフティネット構築会議 日本福祉大学原田正樹教授作

※1 地域共生社会…全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことです。

※2 包括的支援体制…あらゆる住民が抱える地域生活課題の解決のために、地域住民、関係専門機関、行政が連携し、包括的に支援する体制のことです。

## 【国が示す事業の全体像】



出所：厚生労働省HP

ア 相談支援…属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、多機関協働による支援、アウトリーチ<sup>※3</sup>等を通じた継続的支援を行う。

イ 参加支援…既存の事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別ニーズに對応するため、地域の社会資源などの活用や拡充を図り、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。

ウ 地域づくりに向けた支援…既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かしつつ、地域の社会資源を幅広くアセスメント<sup>※4</sup>した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行う。

※3 アウトリーチ…訪問活動を通して、支援を要する人や世帯を発見し、積極的に情報や支援を届けることです。

※4 アセスメント…課題分析をする為に、何が必要か？何が求められているのかを正しく知るために行われる評価や査定のことです。

## 2 事業実施によって期待される効果

- ア 制度の狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくすることで、相談支援が効果的になります。(社会的孤立、引きこもり状態の世帯への関わり)
- イ 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える 住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながります。
- ウ 災害時の円滑な対応にもつながります。

# 第2章 氷見市における重層的支援体制整備事業について

## 1 計画策定の経緯

本市においては、平成28年3月に全世代・全対象型包括的支援体制の構築を目指し「セーフティネット構想」を掲げ、様々なモデル事業を活用し、構想を実現するための取り組みを進めてきました。その成果を踏まえて、協議を重ね、令和3年4月から重層事業に取り組んでいます。重層事業を実施する自治体は事業を適かつ効果的に実施するために、社会福祉法第106条の5において、「重層的支援体制整備事業実施計画」(以下、「重層計画」という。)を策定するよう努めることとされているため、計画策定に至りました。

## 2 計画の位置づけと基本方針

重層計画の目的と位置づけは、第4次氷見市地域福祉計画（以下、「第4次計画」という。）の基本計画「第1章3計画の位置づけ」(P. 3～4) に記載されているとおりです。

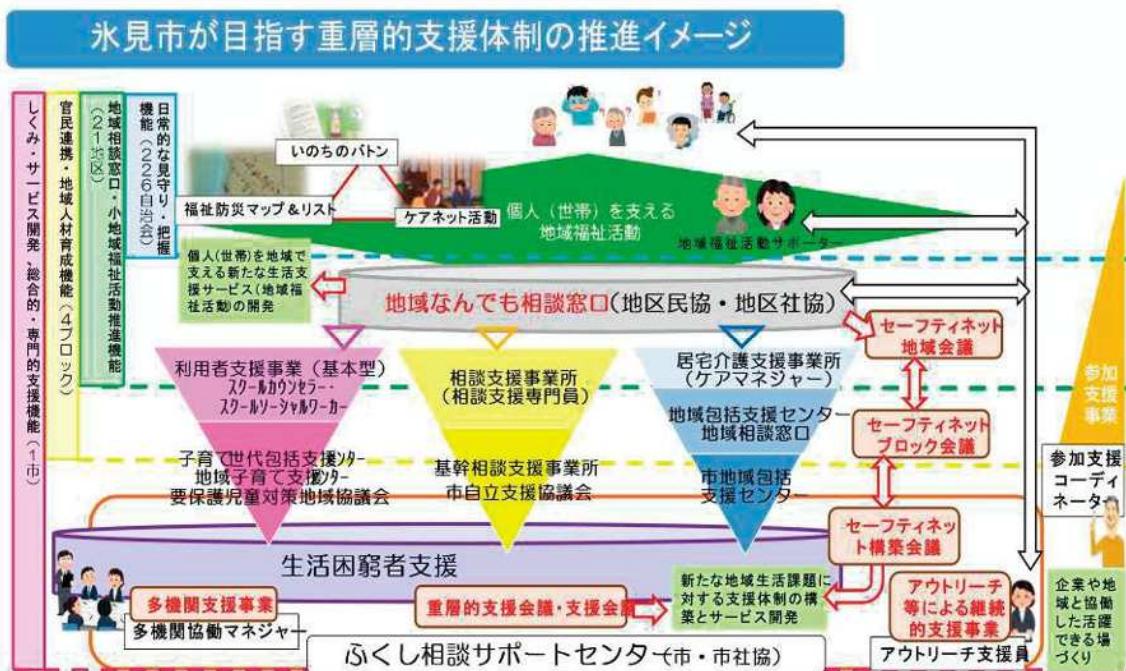
基本方針は、第4次計画の「第3章1基本理念」(P. 27) とし、地域で一人ひとりの生涯にわたる生活を支える仕組みづくり（包括的支援体制）を、地域・支援機関・行政の協働により進めていくため、本市の目指す福祉社会像である「認め合い 支え合い 絆が深まるまち ひみ」を目指す地域共生社会の姿と位置づけます。

本市が目指す地域共生社会を実現させるための具体的な取り組みである包括的支援体制の構築については、第4次計画の「第3章7氷見市が目指す包括的支援体制」(P. 35) とし、この支援体制を構築するために、重層事業を実施していきます。

### 3 計画の期間

重層計画の期間は、令和4年度から8年度の5年間とし、地域福祉計画と同様、毎年度評価を行い、4年間（5年目は見直しの年）の進捗や実績を分析し、地域福祉計画と同様、見直しを行います。

### 4 重層的支援体制整備事業の全体像と具体的取り組み



#### 【具体的な推進内容】

##### ア 重層的支援会議の開催

包括的相談支援事業所等から多機関協働事業者につながった本人同意が取れている複雑化・複合化した相談に対し、多機関協働マネジャーが、相談を受付、適切なアセスメントや支援のコーディネートを行い、福祉介護課が関係機関や支援関係機関を招集、重層的支援会議を開催します。

本市においては、定期開催として毎月第3火曜日に開催されている関係部署の合議体

である「セーフティネット定例会議」を「重層的支援会議」と位置付け、各支援機関の役割分担や支援の方向性を確認するとともに、新たな仕組みやサービスの開発を検討します。

また、緊急度の高い相談事例に対しては、内容に応じて福祉介護課が支援関係機関を招集し、迅速な支援につなげるため、隨時、必要に応じて柔軟に重層的支援会議を開催していきます。

#### **イ 個別支援会議の開催**

包括的相談支援事業所等から多機関協働事業者につながった本人同意が取れていない複雑化・複合化した相談に対しては、社会福祉法106条の6の規定に基づく支援会議として、「個別支援会議」を設置します。「個別支援会議」は、事例内容に応じて福祉介護課が支援関係機関を招集し、守秘義務の徹底のもと情報共有のほか支援方針の検討・協議を行います。

「個別支援会議」は、定期開催として生活困窮自立支援法に基づく支援調整会議(2,3ヶ月に1回開催)に合わせ、時間を切り分けて開催します。

また、緊急度の高い相談事例に対しては、内容に応じて福祉介護課が行政職員及び支援関係機関を招集、本人同意が取れてなくとも、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人への迅速な支援につなげるため、隨時、個別支援会議を開催し、関係機関で情報共有した「アウトリーチプラン」を作成し、つながりのある継続支援を行っていきます。

#### **ウ セーフティネット構築会議の開催**

重層的支援会議や個別支援会議等で、支援方針を協議し、実行していく中で、新たな仕組みやサービスの必要性が見えてきた場合に、実現に向けた協議を行う場として、「セーフティネット構築会議」を開催します。その会議内にテーマ別の協議体を設け、新たな仕組みやサービス開発に取り組みます。

#### **エ 多機関協働マネジャーの設置**

包括的相談支援事業相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対して、多機関協働事業における多機関協働マネジャーを配置し、各支援関係機関の情報共有と役割分担、支援の方向性の整理などを行い、複雑化・複合化した困りごとへの支援体制を強化していきます。

### **オ アウトリーチ支援員の設置**

アウトリーチを行う専門職を設置し、地域や支援機関からの情報提供のほか、複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や世帯に対し、継続的に丁寧な働きかけや訪問支援などを行っていきます。

### **カ 参加支援コーディネーターの設置**

ひきこもり状態にある若年世代の支援として、就労体験やボランティア体験などを実施、本人の意向を確認した上でプログラムを提供し、体験を通じて、自分の存在価値を見出し、少しずつ前に進むような支援を行ってきました。

こうした実践を軸に、新たな居場所や就労体験プログラムなどを、支援当事者の状態に応じてコーディネートするとともに、ボランティア活動体験等のプログラムを新たに企画していきます。

### **キ なんでも相談窓口及び地域福祉活動サポーターの設置**

住民が身近な地域で相談できるよう地区社協単位に「なんでも相談窓口」の設置を進め、地域による受け止める（困りごとを把握する）機能強化を図ります。

合わせて、近隣で孤立状態にある世帯やこのまま放っておくと孤立状態になる可能性が高い世帯を早期発見できるように「地域福祉活動サポーター」を設置します。

## **5 計画の進捗状況の管理・評価**

地域福祉計画の基本理念や目指す福祉社会像の実現のために、毎年度、この計画の進捗状況の確認及び評価を実施します。また、必要に応じて新たな取り組み等事業内容の検討を行い、反映させるとともに、国の福祉施策の動向や地域の状況等も見極めながら、計画の推進を図ります。

## 6 重層的支援体制整備事業の具体的な取り組み

重層的支援体制整備事業の主な機能と本市において取り組む事業は以下のとおりです。

### 【本市における対象事業】

機能	対象事業
相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆包括的相談支援事業<ul style="list-style-type: none"><li>【高齢者】地域包括支援センター運営事業</li><li>【障害】 相談支援事業</li><li>【子ども】子育て支援総合コーディネート事業</li><li>子育て世代包括支援センター運営事業</li><li>【困窮】 生活困窮者自立相談支援事業</li></ul></li><li>◆多機関協働事業</li><li>◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</li></ul>
参加支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆参加支援事業</li></ul>
地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆地域づくり事業<ul style="list-style-type: none"><li>【高齢者】地域づくり支援事業</li><li>【障害】 地域活動支援センター事業</li><li>【子ども】地域子育てセンター推進事業</li></ul></li><li>◆生活支援コーディネーター設置事業</li><li>◆安心生活創造事業</li></ul>

## ア 相談支援事業

### (ア) 包括的な相談支援に関する項目（第106条の4第2項第1号）

事業名	主な事業内容／事業の主担当など																
地域包括支援センター運営事業	<p><b>【事業内容】</b> 主に地域における高齢者の総合的なマネジメントを担う中核機関として、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの3つの基本機能を一括で行う機関として、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が担当します。</p> <p><b>【担当部署】</b> 市地域包括支援センター</p> <p><b>【事業目標】</b> 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、地域包括支援センターの適正な運営を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の生活支援体制の整備などの充実を図ります。</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域との情報交換会の開催回数</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>						4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	地域との情報交換会の開催回数	10	13	15	18	21
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度												
地域との情報交換会の開催回数	10	13	15	18	21												
相談支援事業	<p><b>【事業内容】</b> 障害者等の福祉に関する諸問題について相談・情報提供・助言や支援を行います。主任相談支援専門員、相談支援専門員を配置し、総合的専門的な相談支援を行うとともに、事業を進める上で必要な支援体制およびネットワークの構築、支援に必要な知識や技術等の資質向上を図るためのネットワーク会議や事例検討、研修会等を開催します。</p> <p><b>【担当部署】</b> 市社会福祉協議会　ふくし相談サポートセンター 各相談支援事業所</p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p><b>(1) 基本的な相談支援事業</b> 相談支援専門員（社会福祉士、精神保健福祉士）を複数名配置し、専門的・総合的・複合的な相談や医療的ケアの必要な児の相談を担います。</p> <p><b>(2) 地域移行・地域定着の促進</b> 本市内指定一般相談事業所、厚生センターと協働し、地域移行支援計画作成と支援についての研修を行い、地域移行の推進を行います。また、地域生活のモデルとなるピアサポーターの活動の再学習と活性化のための活動支援の場（リカバリーカフェ）を支援します。</p> <p><b>(3) サービス等利用計画の質の向上に関する推進事業</b> サービス等利用計画・障害児支援計画の作成やモニタリングについての助言や評価を行います。また、計画作成の研修や事例検討会を開催します。（相談部会の開催）</p>																

子育て支援総合コーディネート事業	(4) サービス提供事業者・相談支援事業者研修事業												
	専門的な技術や知識を高めるための研修や、多職種で共通理解とネットワーク構築のための研修を開催します。(発達障害を学ぶ 7days 研修)												
	(5) 権利擁護事業												
	障害者の契約や、財産保全等の支援・権利を守るための支援を行います。また、虐待に関する相談・対応・事例検討などを行います。												
	(6) 各種会議(部会)の運営												
	事業を進める上で必要な支援体制及びネットワークの構築、資質向上や取り組みを検討するためのネットワーク会議を行います。												
	(7) 24 時間の相談支援												
	地域生活支援拠点事業の推進のため、障害のある方の 24 時間 365 日の相談体制を担います。また、各相談支援事業所の体制のバックアップを行い、緊急時の連絡体制強化を推進します。												
	(8) 障害者の理解促進事業												
障害について理解を深めるフォーラムを開催し、市民の意識啓発を図ります。													
(9) 第6期氷見市障害福祉計画													
計画の推進、現状把握を行います。													
【評価指標】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>2, 000</td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> </tbody> </table>			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	相談件数	2, 000				→
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度								
相談件数	2, 000				→								
【事業内容】													
地域子育てセンターに子育て支援総合コーディネーターを配置し、子どもや子育て家庭の個別ニーズに対応した、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供、相談および利用支援等を行います。また、地域の子育て支援事業のネットワーク構築を行い、子育て家庭が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。													
【担当部署】 市子育て支援課・地域子育てセンター													
【事業目標】													
相談等への支援体制については、十分に確保されているため、引き続き子育て家庭のニーズを把握しながら、子育てに関する情報集約や提供、相談、利用支援を行います。													
【評価指標】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本型相談件数 (地域子育て支援センター)</td><td>9, 341</td><td>8, 971</td><td>8, 599</td><td>8, 227</td><td>7, 860</td></tr> </tbody> </table>			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	基本型相談件数 (地域子育て支援センター)	9, 341	8, 971	8, 599	8, 227	7, 860
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度								
基本型相談件数 (地域子育て支援センター)	9, 341	8, 971	8, 599	8, 227	7, 860								
※拠点や量の見込み値を利用者数割合で按分													

子育て世代包括支援センター運営事業	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>ワンストップ拠点として妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健・医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの、切れ目のない支援を提供します。</p> <hr/> <p><b>【担当部署】</b> 市健康課・子育て世代包括支援センター</p> <hr/> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>支援が必要な妊産婦及び乳幼児を早期に発見し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない包括的な支援を行います。</p> <hr/> <p><b>【評価指標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子保健型相談件数 (子育て世帯包括支援センター)</td><td>1, 300</td><td></td><td></td><td></td><td>↗</td></tr> </tbody> </table>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	母子保健型相談件数 (子育て世帯包括支援センター)	1, 300				↗
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度								
母子保健型相談件数 (子育て世帯包括支援センター)	1, 300				↗								
<p><b>【事業内容】</b></p> <p>主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、谷間のない包括的な相談支援体制を整備するとともに、相談者および家族を支えるための関係者の横のつながりを図りつつ、個別課題に対して、支援策を検討し、孤立した世帯を減らす取り組みを行います。</p> <hr/> <p><b>【担当部署】</b> 市福祉介護課（市社協に委託 ふくし相談サポートセンター）</p> <hr/> <p><b>【事業目標】</b></p> <p><b>(1) 生活困窮者の把握、相談受付</b> 本人、家族はもちろん、地域関係者（民生児童委員、自治会長等）、専門職、市各課と連携し、生活困窮者の把握に努め、きめ細かな相談対応を心掛け、具体的な支援へつなげます。</p> <p><b>(2) 既存制度、サービス利用者へのプランニング および具体的な支援</b> 生活課題に応じて、本人の主体性を尊重したプランを作成し、支援調整会議を開催し、関係機関との連携を図りつつ、具体的な支援を進めます。</p> <p><b>(3) 住居確保給付金の相談・受付</b> 住まいの確保により、一定の生活基盤の再構築を図りつつ、就労支援等自立へ向けた支援を行います。</p> <p><b>(4) 地域の相談機能強化</b> 地域の相談機能と密接に連携し、必要に応じて地域の相談の場に出向くとともに、個別ケース会議や事例検討会議を地区単位で実施するとともに、全地区での相談機能の設置を目指します。</p>													

## (5) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

相談者及び家族を支えるための関係者の横のつながりを図りつつ、個別課題に対して、支援策を検討し、孤立した世帯を減らす取り組みを行います。

### ① 生活困窮者相談支援ネットワーク会議の開催

具体的なテーマを設定し、本市における生活課題の共有を図りつつ、新たな仕組み等を開発します。

### ② 事例検討会の開催

市内福祉・保健・医療関係者及び行政各課現場担当職員を対象に、専門職間の連携を強化するとともに、生活困窮者自立促進支援のあり方について、事例を通じて共有します。

### ③ 支援会議の開催

生活困窮者が地域において、日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制をつくるために、支援関係者同士の意思疎通・連携促進を図るため、必要な情報交換等を行います。

#### 【評価指標】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談件数	120		→		
プラン作成数	20		→		
事例検討会開催数	2		→		
支援会議開催数	10	12	15	17	20

#### 【包括的な相談支援における関連事業】

地域包括支援センター ブランチ運営事業	地域包括支援センターの地域の見守り・相談窓口としての機能。 【市福祉介護課 地域包括支援センター（氷見・南条・上庄谷・灘浦地域相談窓口に委託）】
地域総合福祉活動推進事業	市内21地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）で実施する見守り、除雪、ゴミ出し等の「ケアネット事業」を推進します。 【市福祉介護課（市社協に補助 地域福祉・ボランティア推進課）】
生活困窮者家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活困窮者の家計を管理する力を高め、早期の生活再生を図ることを目的とします。 【市福祉介護課（市社協に委託 ふくし相談サポートセンター）】

<b>生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業</b>	<p>生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供や進路相談等を行うことにより、貧困の連鎖を防止することを目的とします。</p> <p>【市福祉介護課（市社協に委託 こども支援課）】</p>
-----------------------------	--

#### (イ) 多機関協働に関する項目（第106条の4第2項第5号）

<b>多機関協働事業</b>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>多機関協働事業は、包括的相談支援事業所等からつながれた複雑化・複合化した地域生活課題に対して、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった調整機能を担っています。</p> <p>ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会ってアセスメントを行うなどといった直接的な支援を行うこともあります。</p> <p>また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の連携体制を強化し、地域における地域生活課題等の共有を図り、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。</p>
	<p><b>(1) 多機関協働マネジャーの配置</b></p> <p>多機関協働マネジャーを配置し、高齢・障害・児童その他対象者を限定せず、すべての市民の福祉に関わる相談に対応するとともに、地域や包括的相談事業が把握した「社会的孤立者」等の支援について地域、専門職、行政が円滑に連携し支援できるようコーディネートを行います。</p> <p><b>(2) 多機関協働による支援体制の強化に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重層的支援会議の調整・開催（本人同意有）</li> <li>② 個別支援会議の開催（本人同意無）</li> <li>③ セーフティネット関連会議の企画・開催（構築会議等）</li> <li>④ セーフティネットの構築（重層的支援体制整備）を目指した、先進事例から学ぶための研修の企画・開催</li> </ul> <p><b>本人同意がある場合の支援の流れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>相談受付</b></li> </ul> <p>包括的相談支援事業所等より、複雑化・複合化した課題を抱えている支援関係機関の役割を整理する必要のある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例相談を受理し必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② <b>アセスメント（情報収集と訪問）</b></li> </ul> <p>必要な情報は、包括的相談支援事業所の紹介元や日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働マネジャーが直接情</p>

報収集した方が良い場合には、直接会って情報を収集し、「インテーク・アセスメントシート」を作成します。

また、本人やその世帯状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制をとった支援を行います。

### ③ 重層的支援会議の開催

複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントをもとに、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を決めるための重層的支援会議を開催し、意見等をプランに反映していきます。

法第 106 条の 6 の規定により、支援会議の参加者に守秘義務を設け、潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有を可能とすることによって、地域において自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うための会議を行います。

### ④ 支援プランの作成（重層的支援会議に基づいた）

複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントの結果を踏まえ、重層的支援会議に基づいた支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成します。

支援プランにおいては、誰がどのように関わるか、支援関係機関の役割分担や訪問頻度などを具体的に記載し、状態悪化が防げるような支援プランとします。

### ⑤ 支援実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、支援プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

支援プランに基づきモニタリングを実施し、必要に応じて重層的支援会議を開催、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更していきます。

## 本人同意がない場合の支援の流れ

### ① 相談受付

包括的相談支援事業所等より、複雑化・複合化した課題を抱えている支援関係機関の役割を整理する必要のある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例相談を受理し必要な支援を行います。

### ② アセスメント（情報収集と訪問）

必要な情報は、包括的相談支援事業所の紹介元や日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働マネジャーが直接情報収集した方が良い場合には、直接会って情報を収集します。

また、本人やその世帯状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制をとった支援を行います。

### ③ 個別支援会議の開催

多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となります、本人の同意が得られないために適切な情報共有が進まず、役割分担が進まない場合があります。

このため、法第106条の6の規定により、個別支援会議の参加者に守秘義務を設け、潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有を可能とすることによって、地域において自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うための会議を行います。

### ④ アウトリーチプラン作成（個別支援会議に基づいた）

複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントの結果を踏まえ、支援会議に基づいた支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した「アウトリーチプラン」を作成します。

アウトリーチプランにおいては、誰がどのように関わるか、支援関係機関の役割分担や訪問頻度などを具体的に記載し、状態悪化が防げるようなプランとします。

### ⑤ 支援実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、アウトリーチプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

アウトリーチプランに基づきモニタリングを実施し、必要に応じて個別支援会議を開催、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更していきます。

本人同意におきましては、モニタリング時に継続して本人同意を求めていきますが、最後まで本人同意が拒否されても、生活の改善や維持につながるよう支援していきます。

【担当部署】 市福祉介護課（市社協に委託　ふくし相談サポートセンター）

### 【事業目標】

#### （1） 重層的支援会議の開催

包括的相談支援事業所から提供のあった事例を、福祉の総合的な相談窓口として包括的（高齢・児童・障害等分野に限定しない）に受け止め、複合的な課題に対する適切なアセスメントや支援のコーディネートを行い、各支援機関の役割分担や支援の方向性を示した支援プランを作成していきます。

また、各課が対応している事例を通して、情報共有および勉強会を開催し、庁内の連携を図ります。

#### （2） 個別支援会議の開催

本人の同意がとれない個別支援における検討が必要な事案に対しては、定期開催として生活困窮自立支援法に基づく支援調整会議（2, 3ヶ月に1回開催）の開催に合わせ、時間を切り分けて開催します。

緊急支援が必要な場合は、個別事例に応じて、福祉介護課が関係者を召集し、対応策の検討および役割分担を行い、関係機関で支援の方向性にかかる合意形成を図りなが

ら、支援に向けた円滑なネットワーク形成を図り、アウトリーチプランを作成していきます。

### (3) セーフティネット関連会議の調整・開催

#### ① セーフティネット構築会議（年2回程度）

地域福祉活動関係者・専門職・行政職員・市社協職員等で構成し、セーフティネットの構築（重層的支援体制整備）に関する取り組みについて協議を行います。

#### ② 分科会（年4回程度）

既存の各種制度や取り組みでは支援が難しい個別支援事例を基に、新たなサービスや取り組みなどの社会資源の開発について協議、検討を行います。

### (4) 包括支援体制（包括的支援会議）を目指した、研修の企画・開催

#### ① セーフティネット専門研修会（仮称）（年1回）

本市が目指す、包括的支援体制の構築に関する支援困難事例や課題が複合する世帯などを基にした、事例の検討を実施します。

#### 【評価指標】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
重複相談割合（%）※	45	50	55	55	50
重複相談におけるプラン作成割合（%）	10	12	14	14	12
重層的支援会議数	15	18	→	→	→
支援会議数	12	15	→	→	→
終結件数	2	5	→	→	→

※ ふくし相談サポートセンター新規相談における重複ケース割合。

### 【多機関協働に関する関連事業】

地域包括支援センタ一運営協議会・生活支援体制整備事業	地域包括支援センターの設置・運営、介護予防日常生活支援総合事業の実施に向けた体制整備等について、関係機関等で協議・検討を行います。 【市地域包括支援センター】
----------------------------	--

## (ウ) アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する項目

(第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<b>【事業内容】</b>																																										
	アウトリーチ支援員を配置し、地域における相談窓口や地域会議等への訪問を通じて、地域における福祉相談体制の整備支援及び民生委員児童委員、地域福祉活動センター等、地域住民とのつながりを築き、地域からみた気になる世帯の情報収集を行い、生活課題があると思われる世帯を見つけ出します。また、地域や包括的支援事業所から情報提供のあった世帯に対して、丁寧な働きかけや訪問支援等を行うことで、本人や家族との信頼関係を構築し、継続的支援を通して専門職や支援機関へとつないでいきます。																																										
	<b>【担当部署】</b> 市福祉介護課（市社協に委託　ふくし相談サポートセンター）																																										
	<b>【事業目標】</b>																																										
	<b>(1) 地域における福祉相談窓口体制整備等</b> 住民が身近な地域で相談できるよう相談体制の整備(なんでも相談窓口の設置)や、地域で支え合う仕組みづくり、専門職へ支援をつなぐ環境を構築します。																																										
	<b>(2) 地域福祉活動センターの設置</b> 安心生活創造事業で育成されたセンターは、地域住民からの相談聞き役や気になる人の情報を地区社協や民生委員児童委員、地区役員、専門職等へつないでいきます。また、必要に応じて所属地区の地域福祉活動等へ参画します。																																										
	<b>(3) アウトリーチ支援員の配置</b> 地域への訪問を通して、地域における相談体制の整備支援を行うとともに、センターなど地域から情報提供のあった気になる世帯の情報収集を行います。また、地域や包括的支援事業所から情報提供のあった世帯に対し、丁寧な働きかけや訪問支援などを継続的に行い信頼関係の構築を図り、専門職や支援機関へとつないでいきます。																																										
<b>【評価指標】</b>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域からの新規相談件数</td><td>20</td><td>25</td><td>25</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr> <td>新規プラン作成数</td><td>10</td><td>13</td><td>13</td><td>10</td><td>10</td></tr> <tr> <td>延べ訪問回数</td><td>180</td><td>200</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>相談支援機能設置地区数 (全21地区)</td><td>17</td><td>21</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>設置センター数 (目標数180名)</td><td>150</td><td>180</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>地域会議参加地区数</td><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	地域からの新規相談件数	20	25	25	20	20	新規プラン作成数	10	13	13	10	10	延べ訪問回数	180	200				相談支援機能設置地区数 (全21地区)	17	21				設置センター数 (目標数180名)	150	180				地域会議参加地区数	21				
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																																						
地域からの新規相談件数	20	25	25	20	20																																						
新規プラン作成数	10	13	13	10	10																																						
延べ訪問回数	180	200																																									
相談支援機能設置地区数 (全21地区)	17	21																																									
設置センター数 (目標数180名)	150	180																																									
地域会議参加地区数	21																																										

### 【アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する関連事業】

包括的相談支援事業 ①地域自立支援事業 ②高齢者見守りサービス事業	①地域相談窓口が、担当地区在住の高齢者宅を訪問し、該当高齢者の自立支援に努めます。 ②一人暮らし高齢者宅に市の刊行物を宅配し、受取人である高齢者に直接手渡しすることで、近況を確認します。2日間続けて不在の場合は市に報告が入り、対象者の異変を察知できる仕組みです。 【市地域包括支援センター（氷見・南条・上庄谷・灘浦地域相談窓口に委託）】
---	--

## イ 参加支援事業

### 参加支援に関する項目（第106条の4第2項第2号）

参加支援事業	<b>【事業内容】</b> <p>参加支援コーディネーターを1名配置し、重層的支援会議で支援決定した要支援者に対して、必要な参加支援の場を提供するとともに、関係者とのネットワークを構築し、新たな資源や支援の仕組みを開発します。</p> <p><b>(1) 要支援者に対する参加支援（居場所や就労体験等）</b> 重層的支援会議で支援決定した要支援者に対し、必要な参加支援の場を提供します。</p> <p><b>(2) 地域の社会資源の状況の見える化、問題提起</b> 地域等のあらゆる集いの場の把握や、民間企業の就労体験協力の有無等、現在ある社会資源の把握に努めます。</p> <p><b>(3) 地縁組織や民間企業等への協力依頼などの働きかけ</b> 民生委員児童委員、地区社協、自治会や民間企業等へ、要支援者が自立していくための活躍の場（居場所や就労等）の提供のための協力依頼を行います。</p> <p><b>(4) 関係者のネットワーク化、新たな活躍の場の創設</b> セーフティネット構築会議を活用し、参加支援のネットワークを強化するとともに、多機関協働マネジャー、アウトリーチ支援員や生活支援コーディネーターと連携を図るとともに、新たな活躍の場の構築や就労体験の仕組みの構築に努めます。</p>																													
	<b>【担当部署】</b> 市福祉介護課（市社協に委託 地域福祉・ボランティア推進課）																													
	<b>【事業目標】</b>																													
	<p><b>(1) 支援対象者への参加支援の場の提供等による支援</b> 重層的支援会議で支援決定した要支援者に対して、支援計画を作成し、必要な参加支援の場を提供します。</p>																													
	<p><b>(2) 参加支援メニューの開発</b> 支援対象者へ参加支援の場を提供できるよう、ボランティア体験プログラムや新たな居場所などの参加支援メニューを開発します。</p>																													
	<b>【評価指標】</b>																													
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>延べ支援計画数 (プラン)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>延べ協力者・団体数 (団体)</td><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td><td>➡</td></tr><tr><td>新たな居場所づくり</td><td>1</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>1</td></tr><tr><td>ボランティア体験 プログラム開発数</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td></tr></tbody></table>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	延べ支援計画数 (プラン)	1	2	3	3	3	延べ協力者・団体数 (団体)	3	5	8	10	➡	新たな居場所づくり	1	—	1	—	1	ボランティア体験 プログラム開発数	—	2	—	2
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																									
延べ支援計画数 (プラン)	1	2	3	3	3																									
延べ協力者・団体数 (団体)	3	5	8	10	➡																									
新たな居場所づくり	1	—	1	—	1																									
ボランティア体験 プログラム開発数	—	2	—	2	—																									

**【参加支援に関する関連事業】**

安心生活創造事業	<p>地域住民が抱える地域生活課題を把握し、その課題に対して、地域でできる支援策（仕組みづくりや活動の開発等）を実践し、解決を図ります。 主に、買い物や外出（移動）支援などの「生活支援サービス」の開発や対象を限定しない居場所づくり等を実施します。</p> <p>【市福祉介護課（市社協に委託 地域福祉・ボランティア推進課）】</p>
生活支援コーディネーター設置事業	<p>生活支援コーディネーターを第1層に1名、第2層に4名配置し、地域における生活課題の把握及び、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行います。</p> <p>具体的には、地域資源や地域生活課題の「見える化」、新たな生活支援サービスや、新たな居場所の開発支援を行います。</p> <p>【市福祉介護課 包括支援センター（市社協 地域福祉・ボランティア推進課および地域包括支援センター（氷見・南条・上庄谷・灘浦地域相談窓口）に委託）】</p>
生活困窮者就労準備支援事業	<p>就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、下記のような複合的な課題がある場合に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して行うことにより、日常生活自立・社会自立・就労自立の促進を図ることを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者</li> </ul> <p>【市福祉介護課（b－らいふに委託）】</p>
被保護者（生活保護受給者）就労支援事業	<p>福祉介護課に就労支援員（1人）を配置し、生活保護受給者の就労支援を進めます。</p> <p>【市福祉介護課】</p>

## ウ 地域づくり支援事業

### 地域づくりに関する項目（第106条の4第2項第3号）

③ 地域づくり支援事業 (①高齢者食生活改善事業、 ④一般介護予防事業)  ②地域住民グループ支援事業	<b>【事業内容】</b> <p>一般介護予防事業として、高齢者の実態把握を進めながら、きときと100歳体操など高齢者の集いの場づくりの支援をはじめ、介護予防教室、ふれあいランチサービスなどの地域住民グループ支援事業のほか、高齢者の生きがい・健康づくり事業を推進します。</p> <p>(1) 高齢者食生活改善事業</p> <p>高齢者の介護予防と介護状態の進行の抑制を図るため、高齢者やその家族へ向けた栄養改善指導教室の開催及び訪問指導を行います。</p> <p>(2) 地域住民グループ支援事業</p> <p>地域住民による給食サービス（ふれあいランチ）や健康教室など、地域住民が主体となって行う「高齢者の集まる場をつくる」活動を支援し、介護予防の啓発をはじめ、閉じこもり予防、地域住民相互の交流を促進します。</p> <p>(3) 生きがいと健康づくり推進事業</p> <p>スポーツ・文化活動・健康増進活動を推進し、高齢者の生きがいと社会参加の促進、社会的孤立間の解消を図ります。</p> <p>(4) 一般介護予防事業</p> <p>きときと100歳体操などの高齢者の集まる場に出向き、各種教室を開催し介護予防や認知症予防等の啓発に努めます。</p>											
	<b>【担当部署】</b> 市福祉介護課 地域包括支援センター											
	<b>【事業目標】</b> <p>要介護状態・要支援状態となることを予防し、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的で元気に、生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。</p>											
	<b>【評価指標】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100歳体操 開催個所数</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	100歳体操 開催個所数	100			
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度							
100歳体操 開催個所数	100				→							
安心生活創造事業	<b>【事業内容】</b> <p>(1) 地域力を高めるための支援に関する取り組み</p> <p>① 地域福祉活動コーディネーターの配置</p> <p>地域が自身の力を高めるための取り組みに対する助言や、コーディネート等を行う「地域福祉活動コーディネーター」を配置します。</p> <p>② 地域福祉活動サポーター育成研修の開催</p> <p>地域セーフティネット強化事業で設置するサポーター候補者を対象とした「新任研修」と、現在活躍しているサポーターの更なる資質向上を図るために「フォロ</p>											

	<p>一アップ研修」を実施します。</p> <p>③ 「地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会」</p> <p>地域内で相談のあった困りごとを、単に本人やその世帯だけの問題として取り上げるのではなく、地域の課題として捉え、「我が事」として考えられる地域環境づくりを目的とした研修会を実施します。</p> <p>(2)「他人事」を「我が事」に変え、地域力を高める取り組み</p> <p>① 要支援者の早期発見・把握機能の強化</p> <p>福祉防災マップを作成・更新し、要支援者支援計画（個別支援計画）を作成をします。また、「ケアネット活動」「いのちのバトン」「要支援者支援計画」を連動させます。</p> <p>② 小地域福祉計画の策定</p> <p>地区社協単位に、現状の課題を抽出するとともに、将来起こりうる課題を見据えて、5年後の地域のあるべき姿を共有し、そのための取り組みをまとめた「小地域福祉計画」を策定します。</p> <p>③ 対象を限定しない生活支援サービスや居場所（拠点）づくりの実施</p> <p>地域ニーズ（地区社協等）に対応するための生活支援サービス（買い物や移動等）や、居場所（拠点）づくりを実施します。</p>
	<p><b>【担当部署】 市福祉介護課（市社協に委託 地域福祉・ボランティア推進課）</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>(1) 個別支援活動の更新</p> <p>福祉防災マップ・災害時避難行動要支援者個別支援計画の作成・更新とともに「いのちのバトン」や「ケアネット活動」と連動させた取り組みを地区社協単位で行い、その仕組みの構築を図ります。</p> <p>(2) 地域福祉活動サポーターの育成</p> <p>地域住民からの相談の聞き役として、また、気になる人の情報を地区社協や民生委員児童委員、地区役員等へつなぐとともに、必要に応じて所属地区の地域福祉活動等へ参画する地域福祉活動サポーターを育成します。</p> <p>(3) 新たな社会資源の開発</p> <p>地域ニーズ（地区社協等）に対応するための生活支援サービス（買い物や移動等）や、居場所（拠点）づくりを地区社協単位で行います。</p>

生活支援コーディネーター設置事業	<b>【評価指標】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉防災マップ作成・更新地区数</td><td>13</td><td>15</td><td>17</td><td>19</td><td>21</td></tr> <tr> <td>いのちのバトン更新地区数</td><td>21</td><td colspan="4">→</td></tr> <tr> <td>サポーター新規育成人数 (市内サポーター総数)</td><td>30 (160)</td><td>30 (180)</td><td>40人 (180)</td><td colspan="2" rowspan="3">→</td></tr> <tr> <td>新たな社会資源開発数</td><td>1</td><td>2</td><td colspan="3" rowspan="2">→</td></tr> </tbody> </table>							4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	福祉防災マップ作成・更新地区数	13	15	17	19	21	いのちのバトン更新地区数	21	→				サポーター新規育成人数 (市内サポーター総数)	30 (160)	30 (180)	40人 (180)	→		新たな社会資源開発数	1	2	→		
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																															
福祉防災マップ作成・更新地区数	13	15	17	19	21																															
いのちのバトン更新地区数	21	→																																		
サポーター新規育成人数 (市内サポーター総数)	30 (160)	30 (180)	40人 (180)	→																																
新たな社会資源開発数	1	2	→																																	
<b>【事業内容】</b> <p>生活支援コーディネーターを第1層に1名、第2層に4名配置し、地域における生活課題の把握および、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う事業です。</p> <p>具体的には、地域資源や地域生活課題の「見える化」、高齢者を取り巻く関係者（児童、障害分野含む）間のネットワークを構築するための協議体を設置し（情報交換会）、担い手の育成及び新たな生活支援サービスや新たな居場所の開発支援を行います。</p> <p><b>【担当部署】</b> 市福祉介護課 地域包括支援センター（市社協 地域福祉・ボランティア推進課および地域包括支援センター（氷見・南条・上庄谷・灘浦地域相談）窓口に委託）</p>																																				

	<p>(1) で把握したニーズに対する社会資源のマッチングを含め、必要に応じて、関係機関と協力して担い手の養成を行うとともに、新たなサービス開発に努めます。</p> <p><b>(6) 新たな集いの場の設置、集うためのツール開発</b></p> <p>地域での身近な集いの場の設置と、集うためのツール開発を行います。開発したツールを活用し、新たな集いの場の創出に努めます。</p>																								
	<p><b>【評価指標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たな集いの場 設置数（箇所）</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr> <td>集うための ツール開発数</td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr> <td>新たな生活支援の 開発数</td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	新たな集いの場 設置数（箇所）	1	2	2	4	4	集うための ツール開発数		1		2	1	新たな生活支援の 開発数		2		2	2
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																				
新たな集いの場 設置数（箇所）	1	2	2	4	4																				
集うための ツール開発数		1		2	1																				
新たな生活支援の 開発数		2		2	2																				
	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>子育て支援の拠点を、市の地域子育てセンターのほか市内7箇所に設置し、未就園児の育児相談や育児指導、保護者の集いの場、親子の遊び場として、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>																								
地域子育てセンター 推進事業	<p><b>【担当部署】</b> 市子育て支援課・地域子育てセンター</p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>利用者数に対する支援体制については、十分に確保されているため、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量の確保に努めます。</p>																								
	<p><b>【評価指標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td><td>17,309</td><td>16,620</td><td>15,931</td><td>15,244</td><td>14,561</td></tr> <tr> <td>支援確保数</td><td>17,309</td><td>16,620</td><td>15,931</td><td>15,244</td><td>14,561</td></tr> </tbody> </table>		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	利用者数	17,309	16,620	15,931	15,244	14,561	支援確保数	17,309	16,620	15,931	15,244	14,561						
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																				
利用者数	17,309	16,620	15,931	15,244	14,561																				
支援確保数	17,309	16,620	15,931	15,244	14,561																				
地域活動支援センター 事業	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>障害者等を通所させ、創造的活動又は生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進等のサービスを提供します。</p> <p><b>【担当部署】</b> 市福祉介護課（安靖氷見共同作業所等に補助）</p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>地域住民との交流事業を開催します。</p> <p>福祉の店において作品の展示など、障害についての普及啓発活動を行います。</p>																								

	【評価指標】					
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	地域住民との 交流事業回数	20				

#### 【地域づくりに関する関連事業】

地域総合福祉活動 推進事業（再掲）	地区社協で実施するふれあい型地域福祉活動（サロンや広報啓発、研修等）と、ケアネット（個別支援）型地域福祉活動（ケアネット活動等）、それを支援する市社協に対して、補助をすることで、それぞれが目指す福祉コミュニティづくりを推進します。 【市福祉介護課（市社協に補助 地域福祉・ボランティア推進課）】
----------------------	--

## 2 氷見市高齢者福祉計画

第1章 社会参加と生きがいづくり ······	117
第1節 就労支援 ······	117
1 シルバー人材センターへの支援 ······	117
2 コミュニティビジネスの推進 ······	117
3 高齢者雇用の理解促進 ······	117
第2節 高齢者の社会参加の支援 ······	118
1 老人クラブ活動の支援 ······	118
2 ボランティア活動の推進 ······	118
第2章 安心して生活できる体制づくり ······	119
第1節 高齢者を支える相談・見守り体制づくり ······	119
1 相談支援体制の充実 ······	119
2 認知症高齢者等の見守り・支援体制の推進 ······	120
3 在宅医療・介護連携体制の推進 ······	120
4 ケアネット活動の推進 ······	120
5 買い物・外出支援活動の推進 ······	120
6 災害時避難行動要支援者名簿の整備 ······	121
第2節 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の推進 ······	121
1 高齢者虐待の防止 ······	121
2 権利擁護体制の推進 ······	121
第3節 高齢者に優しい住環境の支援 ······	122
1 高齢者の住まいの整備 ······	122
2 高齢者生活支援施設への入居支援 ······	122
3 養護老人ホームの入所措置 ······	122
第4節 在宅生活支援サービスの充実 ······	122
1 在宅支援サービスの着実な推進 ······	123

# 第1章　社会参加と生きがいづくり

高齢者が心身ともに若さを保ち続け、生きがいを持って生活を送り続けるには、意欲や能力に応じて地域社会との関わりを持ち、さまざまな活動に取り組むことが必要です。

誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の一員として、高齢者が「支えられる」対象ではなく、「地域を支える」または高齢者同士で「支え合う」という観点から自らが自分に合った活動を見つけ、積極的に社会参加できる地域づくりを目指します。

## 第1節　就労支援

### 【現状と課題】

高齢者の勤労意欲や地域社会活動への関心が高まっており、雇用・就労環境の確保として、「シルバー人材センター」の役割は大きいものがありますが、企業への65歳までの雇用延長の義務付けの影響など、登録会員数の減少等により、シルバー人材センターの受託による事業収益は減少傾向にあります。

働く意欲のある高齢者に、その豊かな経験や知識、技能などを生かせる就労機会が確保されるとともに、生涯現役で社会参加ができる仕組みづくりが求められています。

### 1 シルバー人材センターへの支援

高齢者雇用におけるシルバー人材センターの果たす役割は、今後も大きいと予想されることから、事業強化に向けた運営を支援します。

### 2 コミュニティビジネスの推進

新たな高齢者雇用の場をとおして社会参加できるよう、コミュニティビジネスに関する情報を提供し、起業を支援します。

### 3 高齢者雇用の理解促進

これまでに培ってきた知識や経験が活用できるなど、職場における役割を明確化し、高齢者が意欲的に就労できる職場環境が形成されるよう、事業所等に対し高齢者雇用の理解促進を図ります。

## 第2節 高齢者の社会参加の支援

### 【現状と課題】

市内の老人クラブは、令和年3年4月現在、74の単位クラブで組織されていますが、単位クラブ数及び加入率は年々減少傾向にあります。その一方で、高齢者同士の支え合いはますます重要となっており、地域の高齢者の見守りや声掛け活動など、老人クラブに求められる役割が増えています。高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進していくうえでも、老人クラブの魅力を高めつつ、活動の活性化を図る必要があります。

近年は、定年退職を機に、それぞれが生活や就業等で培ってきた知識や技術を生かすことができるボランティア活動に参画する高齢者も増加しています。このような善意の力を十分に活用できるよう、ボランティアを求めている側からの情報を提供するだけでなく、善意とニーズがマッチングできるシステムづくりが必要となっています。

### 1 老人クラブ活動の支援

高齢者が、生きがいを持って社会参加することが必要であることから、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、社会奉仕活動や高齢者自身の介護予防、生きがいや健康づくり推進のための活動を展開できるよう、老人クラブ活動を支援します。

#### (1)講座・世代間交流の推進

高齢者が学習意欲を満たし、仲間づくりの場となるよう、生きがい講座・文化講演会等の開催や、高齢者が有する知識や経験・技術を生かした世代間交流を推進します。

#### (2)健康づくりの推進

身近な健康づくりとして軽スポーツを推進するほか、健康寿命の延伸に向けた生活改善や機能訓練等の取り組みを支援します。

### 2 ボランティア活動の推進

氷見市ボランティア総合センターにて、情報提供や人材育成を支援します。また、地域住民の地域支え合い活動が展開されるように、広報啓発活動、幅広い人材発掘・育成、各種ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、関係機関などへの支援、福祉教育の充実に努めます。

## 第2章 安心して生活できる体制づくり

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、独居高齢者や高齢者のみの世帯の割合が、急速に増加しています。

一方で、高齢となり医療や介護が必要な状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けたいというニーズは高く、それぞれの世帯を支える地域の包括的な支援サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築や安心して暮らすことができる高齢者の住まいの確保、在宅支援サービスの充実など、重層的なサービス提供体制の構築を推進します。

### 第1節 高齢者を支える相談・見守り体制づくり

#### 【現状と課題】

氷見市では、平成15年度より地区社会福祉協議会を主体とした地域ケアネット活動に取り組んでおり、独居高齢者の孤独感の軽減や高齢者のみの世帯など、その世帯だけでは解決が困難な問題に対し、近隣住民が協力することで、住み慣れた地域での暮らしを継続することにつながっています。

加えて、地域包括支援センターでは、平成18年度から介護保険制度に基づく総合相談機能として、4つの日常生活圏域にそれぞれ地域相談窓口（以下、ブランチという。）を設置し、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制をとっています。

近年、認知症や精神疾患の他、顕在化しにくいものの高齢者虐待についても増加傾向にあります。

また、公共交通網が縮小されていく中、高齢者の買い物や通院等、外出への支援、移動手段の確保が求められています。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

#### 1 相談支援体制の充実

地域包括支援センターや、ブランチにおける相談・情報提供体制の一層の充実を図るほか、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援に取り組みます。

住民・地域・関係団体・市の協働による「地域力」を活用した、高齢者を支えるネットワークの形成と強化に努めます。

## 2 認知症高齢者等の見守り・支援体制の推進

地域包括支援センター及びブランチに配置する、「認知症地域支援推進員による相談支援のほか、住民の認知症に関する正しい理解の普及、医療との連携など、支援の輪を広げます。

(1) 認知症の人や、その家族を温かい目で見守る「応援者」である「認知症サポートター」の養成に努め、身近な地域での理解、見守り、支援の輪を広げます。

(2) 医療と介護の連携により、認知症の人やその家族を早期支援につなぐために設置した「認知症初期集中支援チーム」を活用するほか、社会資源を含めたこれらの体制を「認知症ケアパス」として整理し、適切なサービス提供までの流れを示していきます。

(3) 行方不明になった認知症高齢者等を早期発見・対応する「高齢者等見守り・SOSネットワーク」についても、より多くの協力者・協力団体との連携を図り、地域での模擬訓練をはじめ「見守りシール」の導入など、一般市民も巻き込んだ支援を促進します。

## 3 在宅医療・介護連携体制の推進

高齢者は加齢に伴い医療サービスを受けることが多くなるとともに、要介護状態や認知症の発生率も高くなるなど、医療と介護の両方を必要とすることがあります。

そのため、地域の医療・介護の関係者が連携して、包括的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを推進します。

## 4 ケアネット活動の推進

高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地区社会福祉協議会を中心となって、日頃から住民同士のふれあい、助け合い、支え合いが行われている、「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」を支援します。

## 5 買い物・外出支援活動の推進

高齢者が日常生活を営む中で、支障なく買い物や外出ができるよう、地域が主体とな

って行う買物・外出支援活動を推進します。

## 6 災害時避難行動要支援者名簿の整備

災害時の避難にあたり、第三者の助けを必要とする高齢者を地区自主防災会等が、円滑かつ迅速に避難支援を行えるよう、高齢者本人の同意のもと、災害時避難行動要支援者名簿の整備に努めます。

## 第2節 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の推進

### 【現状と課題】

尊厳を持って人生を過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。

高齢化の進行に伴い、介護の需要が急速に伸びている中で、地域や関係機関との連携を密にし、高齢者への虐待防止と早期発見・早期対応を図るとともに、広く虐待防止の啓発を進める必要があります。

また、独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加に伴い、判断能力が低下しても、生活を支援する家族のいない高齢者の増加が見込まれます。

不利益な契約の締結や悪質商法の被害に遭わないよう、権利擁護への支援が必要な高齢者の把握と適切な支援が求められています。

### 1 高齢者虐待の防止

日頃から高齢者を介護している家族の交流会の開催など、リフレッシュすることで介護のストレス解消を図るほか、「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」において、関係機関の連携強化、早期発見・対応の向上を図ります。

また、市内介護施設事業所職員を対象とした虐待に関する研修会を開催し、施設職員による虐待防止の啓発を図るとともに、関係機関と連携した早期発見・対応に努めます。

### 2 権利擁護体制の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者の権利や財産を守り、専門的・継続的に支援するため、成年後見制度の周知に努めます。

また、身寄りがない高齢者等の成年後見制度の申し立て支援や、低所得者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、平成31年度にとやま呉西圏域連携事業の一つとして設置された「呉西地区成年後見センター」などとの連携により、市民後見人の養成

や成年後見制度の利用促進を図ります。

### 第3節 高齢者に優しい住環境の支援

#### 【現状と課題】

住まいは、地域包括システムの基礎となるものです。高齢者の住まいに関する選択肢を制限する事がないよう、どのような状況であっても利用できる多様な住まいの確保に努め、高齢者が不安を感じることなく、安全で安心して暮らせる住まいづくりのための支援が課題となっています。

#### 1 高齢者の住まいの整備

安否確認や生活相談など、高齢者にとって必要なサービスを受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備が進められるよう、関係部局との連携強化を図ります。

#### 2 高齢者生活支援施設への入居支援

高齢者世帯が増加する中、自宅での生活が困難な身寄りのない低所得の一人暮らしや、高齢者のみの世帯の人を対象に、スタッフの見守りにより健康を保持し安心して生活が送れるための、**高齢者生活支援施設<sup>※1</sup>**への入居を支援します。

#### 3 養護老人ホームの入所措置

環境上の理由や経済的理由により、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、養護老人ホームへの適正な入所措置に努めます。

### 第4節 在宅生活支援サービスの充実

#### 【現状と課題】

何らかの生活支援が必要な高齢者等が、それぞれのニーズに応じた在宅での福祉サービス等を利用できるよう、関係機関等と連携した在宅サービスの確保が求められています。

---

※1 高齢者生活支援施設…介護の必要はないが、所得が少なく身寄りのない一人暮らし高齢者の入居施設です。

また、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワークの構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、NPOやボランティアなど住民主体の多様な事業主体による重層的なサービスの提供体制の構築を目指します。

## 1 在宅支援サービスの着実な推進

日常生活におけるニーズを考慮し、在宅生活支援サービスが多くの高齢者に利用しやすい制度となるよう、次の事業を着実に推進します。

### (1)要介護高齢者ミドルステイ事業

やむを得ない事由により、在宅での介護が困難な高齢者の、中期に渡る「指定短期入所生活介護支援事業所」等への施設入所を支援します。

### (2)調髪サービス事業

65歳以上のねたきり高齢者、認知症高齢者、若しくは重度身体障害者を対象に、富山県理容生活衛生同業組合氷見支部の協力を得て、年2回、市内の理容師による調髪サービスを実施します。

### (3)ねたきり高齢者等福祉金給付事業

在宅のねたきり若しくは認知症高齢者に、福祉金を支給します。  
(所得制限あり。新規申請者は要介護4・5の方限定)

### (4)屋根雪除雪支援事業

在宅で生活するひとり暮らし高齢者等に対し、除雪（屋根雪おろし）に要する経費を助成します。

### (5)軽度生活援助事業

在宅で生活する高齢者が自立した生活を継続できるよう、家まわりの除雪等、軽易な日常生活の援助を行います。

### (6)寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

65歳以上のねたきり高齢者、及びひとり暮らし高齢者又は重度身体障害者で寝具類等の衛生管理が困難な方を対象に、寝具類等の水洗い及び乾燥消毒等のサービスを実施します。

#### **(7)緊急通報装置の設置及び貸与**

緊急時の協力員や消防署への通報のため、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。

#### **(8)紙おむつ支給事業**

65歳以上の寝たきり高齢者、及び認知症高齢者又は重度身体障害者で常時おむつを使用している方（所得制限あり）に対し、月初めに1箇月分の紙おむつを支給します。

#### **(9)家族介護教室**

65歳以上で在宅の寝たきり等の高齢者を介護する家族を対象に、介護に必要な知識や技術を伝えるとともに、介護者同士の交流や介護スタッフへの相談の機会を持つことで、介護の負担軽減を図ります。

#### **(10)ひとり暮らし高齢者等安否確認事業**

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯で調理が困難な要支援・要介護認定者に対し、配食を活用した訪問での安否確認を行います。

#### **(11)地域住民グループ支援事業（ふれあいランチサービス）**

70歳以上の高齢者、又は65歳以上でひとり暮らしの高齢者を対象に、各地区の公民館等を利用し、地域のボランティアグループ等による給食サービスなどを行います。

### **3 氷見市障害者基本計画**

**第1章 一人ひとりに応じた生活を支援する体制づくり** · 127

**第1節 相談支援体制の充実と情報提供** · · · · · 127

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 相談支援の充実 · · · · ·          | 128 |
| 2 障害者福祉に関する情報提供の充実 · · · · · | 129 |
| 3 権利擁護に関する支援 · · · · ·       | 129 |

**第2節 自立生活を支援するサービスの推進** · · · · · 130

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 福祉サービス等の充実 · · · · ·          | 131 |
| 2 家族介護者等への支援（レスパイト支援） · · · · · | 132 |
| 3 住まいの確保 · · · · ·              | 132 |
| 4 経済的な自立に向けた支援 · · · · ·        | 132 |

**第3節 疾病の予防及び健康の保持・増進への支援** · · 132

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1 健康づくりへの充実 · · · · · | 133 |
| 2 医療の充実 · · · · ·     | 133 |

**第2章 障害児支援の体制づくり** · · · · · 134

**第1節 早期発見と相談支援体制の充実** · · · · · 134

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1 発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期療育 · · · · · | 134 |
| 2 ライフステージに応じた一貫した支援の推進 · · · · ·   | 135 |
| 3 医療的ケア児への支援の体制整備 · · · · ·        | 136 |

**第2節 障害児の保育・教育・療育の推進** · · · · · 136

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 障害児の保育や療育の充実 · · · · · | 137 |
| 2 特別支援教育の充実 · · · · ·    | 137 |

**第3章 障害への理解と社会参加を支援する体制づくり** · 139

**第1節 社会参加活動の推進** · · · · · 139

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1 障害についての理解と学習の推進 · · · · · | 139 |
| 2 スポーツ・文化芸術活動の推進 · · · · ·  | 140 |

<b>第2節 就労支援の推進</b>	140
1 就労支援ネットワークの取り組みの充実	141
2 企業等への障害者雇用の推進	141
3 福祉的就労の推進	141
<b>第4章 だれもが地域で安心・安全に暮らすことができる 体制づくり</b>	143
<b>第1節 障害者を支える活動と地域生活支援拠点の充実</b>	143
1 障害者を支援する地域福祉活動の促進	143
2 地域生活支援拠点等の充実	144
<b>第2節 安心・安全なまちづくりの推進</b>	144
1 安全なまちづくりの推進	145
2 防災等に関する支援	145
<b>参考資料</b>	
計画に関する指標と目標数値	146
障害福祉に関するアンケート調査結果の主なもの	147

# 第1章 一人ひとりに応じた生活を支援する体制づくり

## 第1節 相談支援体制の充実と情報提供

### 【現状と課題】

多様化する地域生活課題に対して、制度の枠を超えて対応する福祉の総合相談窓口として平成26年5月に「ふくし相談サポートセンター」を市庁舎内に設置し、基幹相談支援センターの機能を持たせ、障害者の相談支援事業所の中核的な役割を担い、総合的・専門的な相談支援を実施しています。世帯全体に支援が必要である複雑なケースの相談が年々増加しており、相談支援体制の強化がますます求められています。

情報提供については「障害者の福祉ガイド」、「氷見市の福祉」、「障害福祉サービス事業所ガイド」を毎年作成し配布するほか、「広報ひみ」や市のホームページ等でも障害のある人が利用できるサービス内容等を発信しています。

また、障害のある人の権利や財産などが生涯にわたって守られるよう、成年後見制度などの取り組みが求められており、平成31年度に呉西6市共同で呉西地区成年後見センターを設置し、必要な方に対し、市長申立や成年後見人の報酬の助成を行っています。身近な地域では民生委員<sup>(※1)</sup>・児童委員<sup>(※2)</sup>及び障害者相談員<sup>(※3)</sup>に地域相談員<sup>(※4)</sup>が委嘱され、障害を理由とする差別の相談ができる体制づくりがされています。

### 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

障害のある人の多くは、「経済的なこと」や「介護のこと」、「医療やリハビリのこと」等様々な悩みを抱えています。相談は約78%の方が家族にしており、家族への依存度が高い一方、24%の方が医療関係者や相談支援専門員等にも相談しています。相談支援事業所の認知は広がっていますが、その一方で、相談支援専門員一人当たりの担当件数が増加することにより、負担が増加し、相談支援専門員の不足が課題となっています。

---

※1 民生委員……厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を持っています。

※2 児童委員……地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。

※3 障害者相談員……障害者の福祉の増進を図るべく障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者です。

※4 地域相談員……日頃の様々な相談活動の中で、障害を理由とする差別について相談・情報提供を行います。

情報提供については、「社会参加するうえで困難なこと」について、18%の方が「情報がない」と回答しており、知りたい福祉情報については「各種福祉サービスや社会保障制度などの利用の仕方」が一番多くなっています。また、障害児アンケートでは「保護者や家族の支援に必要なもの」については、「経験者の体験談や情報提供」が一番多いなど、障害福祉サービスをはじめとする情報や、経験者の話などの情報を求めていることが分かります。

また、「差別や偏見を感じている」との回答が20%あり、成年後見制度についても「名前も制度も知らなかった」との回答が40%以上あることから、障害特性への理解や、成年後見人制度等のさらなる周知が求められています。

## 1 相談支援の充実

### (1) 相談支援体制の強化

8050問題<sup>(※5)</sup>やダブルケア<sup>(※6)</sup>など、多様化・複合化する問題に対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とし、関係機関が連携する包括的支援体制を構築します。

多様な障害の特性や、本人及び家族等の意向を受け止められるよう、関係機関と連携した相談支援体制の強化を図ります。

各相談支援事業所が扱う困難事例の検討会等を通じて、相談支援事業所の人材育成や相談支援事業所間の連携を図っていきます。

### (2) 相談支援に係る人材の確保

障害者理解を促進するイベントを開催することにより、市民の「福祉のこころ」を醸成し、相談支援専門員をはじめとする福祉の人材確保に努めます。

介護保険事業所や、障害福祉サービス事業所等に相談事業への参入を勧め、相談支援専門員の確保に努めます。

### (3) 身近な地域での相談の推進

身近な地域に身体障害者相談員・知的障害者相談員を配置するとと

---

※5 8050問題……80代の親が50代の引きこもりの子どもと同居し、経済的支援をする社会問題をいいます。

※6 ダブルケア……子育てと親や親族の介護を、同時期に並行して担わなければならない状態のことをいいます。

もに、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の協力を得て、身近な場所で気軽に相談できる環境づくりを進めます。また、障害のある人がお互いの力を生かし、問題解決を図るピアカウンセリング<sup>(※7)</sup>を推進します。

## 2 障害者福祉に関する情報提供の充実

「障害者の福祉ガイド」、「氷見市の福祉」、「障害福祉サービス事業所ガイド」、「広報ひみ」、「ひみのふくし」や市のホームページ等により、障害福祉サービスや社会保障制度などの利用の仕方についての情報提供を充実します。

また、障害福祉に関する情報が必要な人に的確に伝わるように、多様なメディアの活用など、情報発信について工夫を行います。

同じような困りごとを抱えた障害のある人や、その家族が情報交換や情報共有ができるように支援します。

## 3 権利擁護に関する支援

### (1) 障害者の権利擁護に関する広報・啓発の充実

市のホームページや「広報ひみ」などの媒体を使い、障害者虐待防止法等の周知に努めます。

虐待防止や障害特性の理解を促す内容の研修会を開催するなど、虐待防止の啓発に努めます。

講演会や研修会等を通じて、市民に対して成年後見制度利用促進等の権利擁護について広く周知を図ります。

### (2) 虐待等の早期発見と支援の推進

虐待の防止、早期発見、早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。

判断能力が不十分な障害のある人等の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進に努めます。

---

※7 ピアカウンセリング……同じ立場・境遇にある人同志が、対等な立場で行うカウンセリングのことです。

## 第2節 自立生活を支援するサービスの推進

### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障害福祉サービスの充実が必要です。本市では居宅介護をはじめとする訪問系サービスや日中活動系サービス、施設入所支援などの居住系サービスを行うとともに、車いす・補聴器等の補装具費の支給、特殊寝台・ストマ用具<sup>(※8)</sup>等の日常生活用具の給付を行っています。近年、障害のある人の重度化・高齢化が進みつつあり、特に高齢者については介護サービスへの移行が課題となっています。

また、障害のある人が地域で暮らしていくには、家族等の介護者が担う役割は大きいものとなります。特に、重症心身障害児者や医療的ケア児などは常時介護を必要とし、家族への負担は重いものとなっています。介護者が負担を抱え込み過ぎることがないよう、レスパイト<sup>(※9)</sup>などの支援が求められています。

住まいは、障害のある人が地域で生活していくための基盤となるものです。障害のある人の特性に沿った住環境を提供するため、グループホームや市営住宅などの入居を支援するとともに、住宅改善への助成を行っています。

障害のある人の工賃の低さや、本人や介護を担わざるを得ない家族の就労継続の難しさなどにより、障害のある人やその家族が経済的な困難を抱える状況が見られます。経済的支援を必要とする人が、各種手当を適切に利用できるよう制度についての周知・啓発を行い、利用促進を図る必要があります。

### 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

障害者アンケートや障害児アンケートでは、利用したいけど利用できていないサービスに「グループホーム」や「放課後等デイサービス」、事業所アンケートでは、今後必要と思う福祉サービスに「グループホーム」、「短期入所」が多く回答されました。令和2年度に実施したアンケート後「グループホーム」や「短期入所」、「放課後等デイサービス」が相次いで開設され、市外の事業所を利用していた方が市内の事業所を利用するなど、身近な地域でサービスを利用し易くなっています。その一方で、重症心身障害児者を受け入れる事業所はまだ少ない状況にあり、体制の整備を図る必要があります。

---

※8 ストマ用具……膀胱または直腸を切断したことに伴う人工的に腹壁に設けた排泄口からの排泄物を入れる袋のことです。

※9 レスパイト……障害者を抱える家族を一時的に一定の期間、障害者の介護から解放し休息を取りさせる支援のことです。

また、「社会参加する上で困難なこと」に対し、13%の方が「移動手段がない」と回答しており、移動のための手段や助成が必要とされています。

## 1 福祉サービス等の充実

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の充実

障害のある人が抱える課題の解決や、適切な福祉サービス利用に向けて、相談支援専門員が利用者等のニーズを把握し、サービス等利用計画を作成し評価するケアマネジメント<sup>(※10)</sup>により、きめ細やかに支援します。

適切なサービスが利用できるよう事業所へ働きかけるとともに、市外事業所との連携を図り受け入れ体制の確保に努めます。また、重症心身障害児の受け入れが充足するよう努めます。

障害のある人が、介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう、共生型サービス<sup>(※11)</sup>の実施について、障害福祉サービス事業所に加え介護保険事業所に対しても、導入を勧めています。

また、外出支援として、同行援護・移動支援などの各種サービスの充実や、タクシー利用料金の一部助成等経済的な負担を軽減する制度の利用促進を図ります。

### (2) 福祉施設等から地域生活への移行支援

入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業を促進し、障害のある人が円滑に地域生活に移行し、継続していくために必要な支援の確保に努めます。

---

※10 ケアマネジメント……利用者や家族からの相談に応じ、利用者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、継続的に利用できるようにする仕組みのことです。

※11 共生型サービス……介護保険と障害福祉サービスを、同一の事業所で一体的に提供できるサービスです。

## 2 家族介護者等への支援（レスパイト支援）

障害のある人を介護する家族の負担を軽減できるよう、短期入所や日中一時支援といった一時的な介護や預かりを行うサービスの確保に努めます。

医療的ケア児や重症心身障害児者など、様々な障害特性に対応できる支援体制の確保に努めます。

## 3 住まいの確保

### （1）賃貸住宅等の入居支援

地域での自立した生活の基盤となる住宅を確保するため、市営住宅や民間の賃貸住宅等への入居支援を行っていきます。

### （2）居住系サービスの充実

障害のある人のそれぞれの状況や、ニーズに即した地域生活を支援していくために、グループホームをはじめとする「住まいの場」の充実を図ります。

### （3）住宅改善への支援

屋内での移動が困難な身体障害者を対象に、住宅改修費を助成し、安心して暮らすことができるよう支援します。

## 4 経済的な自立に向けた支援

障害のある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、障害者年金や各種手当を周知し利用を促進します。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品調達や役務を優先的に行い工賃向上に努めます。

## 第3節 疾病の予防及び健康の保持・増進への支援

### 【現状と課題】

障害や疾病の発生予防や重症化を防止するためには、日常的に健康管理に取り組むことや、早期に障害や疾病を把握し適切な治療等につなげることが重要です。本市では、疾病の早期発見・早期治療を目的に各種健康診査を実施し、障害

につながる疾病的発症や重症化を防ぐための保健指導を行っていますが、生活習慣病の有病者・予備軍が増加しており、更なる取り組みが必要です。

また、こころの健康づくりを目的に「こころの健康相談会」や「こころの健康教室」を開催し、精神疾患の正しい知識やストレス解消法の普及啓発などに取り組んでいます。

本市では、市内の医療機関に精神科や心療内科が少なく、精神に障害のある人の殆どは市外の医療機関へ通院しているため、医療機関が遠いことが負担となっています。

#### 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

健康診査については57%が毎年健診を受けているものの、31%の方が受けていないと回答しており、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、健康診査の受診勧奨を促進する必要があります。

また、87%の方が必要な医療機関に受診できていますが、受診できていない人の理由では「医療機関が遠い」との回答が一番多くなっています。身近で医療を受けることができる体制づくりが求められています。

## 1 健康づくりへの充実

### (1) 保健事業の充実

生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の悪化を予防するため、各種健康診査の受診勧奨を行い、健診結果に応じた保健指導を充実させるとともに、早期治療等につなげ、重症化予防に努めます。

### (2) 心の健康づくりへの支援

精神疾患の予防、早期発見のため、正しい知識の普及啓発を行うとともに、こころの健康相談会を行い、保健・医療・福祉が連携して適切な支援につなげます。

## 2 医療の充実

在宅で療養生活を送っている障害のある人等に対して、安心して自宅での生活を継続できるよう、医療や訪問看護などのサービスを受ける事ができる体制づくりに努めます。

## 第2章 障害児支援の体制づくり

### 第1節 早期発見と相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

障害のある子どもや、発達に支援が必要な子どもとその保護者は、地域で安心して暮らしていく上で様々な悩みや困りごとを抱えています。そのため、様々な機会を通じて障害のある子どもや支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなげることが求められています。

本市では、妊娠婦への健康診査や相談、妊娠婦・乳幼児への家庭訪問、相談会などを実施し、妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援しています。障害のある子どもや支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなげられるよう乳幼児健康診査や母子保健事業の充実を図り、障害や発達について保護者等が気軽に相談できる体制づくりに努めています。今後も、現在の支援体制を継続・充実していくとともに、子どもの成長過程に応じた一貫した相談支援や、療育支援体制の充実が求められます。

また、障害のある子ども一人ひとりが、将来社会の中で自立して生活を送っていくためには、保健・医療・福祉、教育、就労等の分野がさらに連携し、継続した支援体制の充実が必要となります。

#### 《障害児アンケート調査等からみたニーズと課題》

子どもの障害に気づいた時期をみると、0歳が最も多く、69%の保護者が3歳までに発達の不安や障害に気づいています。子どもに障害があることに気づいた時や、不安を感じた時になるべく早く相談ができるよう相談支援の充実が望まれます。また、93%の方が悩みや困り事があると回答しています。その内容は、「育児や教育のこと」が53%と最も多く、他には「進学」、「就職」、「社会参加」など、多様であることがわかります。「将来の介護のこと」と答えた方は33%おり、将来を見据えた相談支援が必要であると考えられます。

### 1 発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期療育

#### (1) 早期発見と相談体制の充実

障害のある子どもや、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、早期の治療や適切な療育につなぐため、妊娠・乳幼児健康診査の充実を図るとともに、相談会・発達支援教室等、気軽に相談できる体制を充実させていきます。

また、保育所・認定こども園で保育士等が子どもの障害等に気づき、保護者とその特性を共有しながら必要な支援につなぐことができるよう、研修等の充実を図るとともに、関係機関との連携を進めています。

## (2) 早期療育体制の充実

障害のある子どもや支援が必要な子どもを、対象にした教室や発達相談会を開催し、年齢や発達特性、発達課題に応じた支援を行い、保護者への具体的な関わり方を助言します。子育てに悩みを持つ保護者には、障害や特性に応じた関わり方を学ぶペアレント・プログラム<sup>(※12)</sup>を継続して実施します。

また、児童発達支援や医療型児童発達支援など、個別の専門的な療育が受けられるよう、児童発達支援センターや、児童通所サービス事業所等の関係機関との連携を強化します。

## 2 ライフステージ<sup>(※13)</sup>に応じた一貫した支援の推進

障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもやその保護者等に対し、ライフステージに応じた適切な支援が継続して行われる体制づくりに努めます。今後整備が予定されている子ども発達支援施設では、一人ひとりの発達に応じた相談・指導・療育が実施できるよう、保健・保育・教育・福祉が一体となり、子どもを総合的に把握し、切れ目のない支援を行います。相談に関しては、教育・進学・就職・家庭生活に関する18歳までの相談を受け、各関係機関との連携を取りながら、継続的な相談支援ができるような体制づくりを行います。

また、「マイファイル<sup>(※14)</sup>」を活用し、特別な配慮を必要とする保護者と各関係機関が子どもの情報を共有し、継続的な支援につなげます。市では、障害児支援連絡会等を開催し、関係機関との連携の強化や、適切な支援体制の充実のための検討を行います。

---

※12 ペアレント・プログラム……育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるように開発されたプログラムです。

※13 ライフステージ……人の一生を妊娠・出産期、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期等に分けたそれぞれの段階のことです。

※14 マイファイル……子どもの成長の様子や健診、医療機関の受診の状況、相談内容等を保護者が記録し1冊にまとめたファイルです。

### 3 医療的ケア児<sup>(※15)</sup>への支援の体制整備

医療的ケアが必要な障害児、及びその家族が地域の中で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、保育、教育等の支援に関わる関係者が連携し、意見交換や情報共有を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児支援の体制整備について検討を行います。

また、医療的ケア児等コーディネーター<sup>(※16)</sup>を配置し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整し、円滑に支援が受けられるよう努めます。

## 第2節 障害児の保育・教育・療育の推進

### 【現状と課題】

発達障害などにより特別な支援が必要な子どもが増えており、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室で指導を受けている児童生徒も、年々増えてきている状況にあります。

障害のある子どもが保育園・認定こども園や、学校の中で、それぞれの個性や能力を生かしながら成長することができるよう、一人ひとりの発達や特性に対応できる保育・教育環境の整備が求められます。

本市では、適性就学を目指した就学指導や個別の教育支援計画、及び個別の指導計画の作成、特別支援専門員の継続的な配置による、学校への訪問や担任との相談等を通じて、一人ひとりの成長を見守るとともに、教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図っています。

また、障害児福祉サービスの利用について、本人や保護者の希望、障害の特性を踏まえた障害児通所等の提供が行われるよう支援します。

### 《障害児アンケート調査等からみたニーズと課題》

充実させるべきだと思う点について、54%の方が「園や学校生活のサポート」と回答しており、地域の保育所や認定こども園、学校で障害児が学習支援や個別支援など生活のサポートや、生活訓練などの専門的な指導が受けられることを望んでいます。障害や発達課題に合わせた環境の整備が必要となっています。

---

※15 医療的ケア児……医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

※16 医療的ケア児等コーディネーター……医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う人です。

また、必要な障害福祉サービスや在宅医療を利用できていないと答えた方が8%おり、適切なサービスが受けられるよう、体制を整備する必要があります。

## 1 障害児の保育や療育の充実

### (1) 保育園・認定こども園での保育の充実

障害のある子どもや支援が必要な子どもが、保育園・認定こども園の集団生活の中で適切な支援を行うことができるよう、保育士・保育教諭等が、障害児保育や発達支援等についての研修を受講し、知識と理解を深め、また、障害のある子どもと障害のない子どもが、交流しながら保育できる環境づくりを行います。

### (2) 放課後や長期休暇中の活動の場の確保

放課後等デイサービスを充実とともに、障害のある児童が放課後の活動の場として学童・放課後児童クラブでの受け入れを継続して行います。障害や発達についての理解が促進し、配慮がされるよう啓発を行います。

## 2 特別支援教育の充実

### (1) 就学相談と就学指導の充実

一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、乳幼児期の支援を踏まえた就学時の相談や支援の充実を図ります。

幼保小接続支援事業により、教員・保育士等が交流活動や合同研修等を通じて連携し、児童の幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図ります。発達段階や障害の特性に応じた支援が行われるよう関係機関が連携し、情報の共有と的確な引継ぎを通じて、継続的な支援を行っていきます。

### (2) 学校での特別支援教育の充実

特別支援学級及び通級指導教室の適正な配置を図り、連続性のある多様な学びの場を整備します。特別な教育的支援が必要な全ての児童生徒に対し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、学校生活を支援します。

特別支援専門員を継続的に配置し、学校への訪問や担任との相談等を通じて、一人ひとりの成長を見守るとともに、教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

障害に配慮した教育を実施するための教員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーター<sup>(※17)</sup>と特別支援学校等との連携により指導体制の強化を図ります。

---

※17 特別支援教育コーディネーター……子どもの障害に対する教職員の理解を高め、一人ひとりの子どものニーズに応じた教育を実施するために、校内研修の企画・運営や教育相談の窓口などの役割を担う人です。

## 第3章 障害への理解と社会参加を支援する体制づくり

### 第1節 社会参加活動の推進

#### 【現状と課題】

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を目指し、差別や偏見のない地域づくりを実現させるためには、市民一人ひとりが障害について正しく理解することが大切です。

本市では、学校教育の一環として、福祉施設訪問やボランティア活動等、様々な体験活動を通して、福祉への関心や理解を深め、共に支え合って生きようとする児童生徒の育成に取り組んでいます。また、社会福祉協議会が実施する地域に出向いた福祉の疑似体験教室など、障害者理解の促進への活動を推進しています。

また、障害のある人が生きがいを持って暮らしていくには、スポーツや文化活動、団体活動などを通じて様々な人と交流するなど、多様な社会参加を推進することが大切です。本市では、障害者スポーツ教室や市障害者スポーツ大会を開催し、各種サークル活動を推進しています。

#### 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

20%の方が、「差別や偏見、疎外感を感じことがある」と回答しており、周囲の理解不足が伺えます。引き続き、市民や事業者へ障害への理解促進をしていく必要があります。

また、市民アンケートには、「障害者等が身近にいない」が47%、「障害者の手助けをしたことが無い」が45%、「障害者とコミュニケーションを取った事が無い」が36%と、障害のある人との関わりがない人の割合が高くなっています。障害の有無に関わらず参加できるイベント等の充実が必要となっています。

## 1 障害についての理解と学習の推進

### (1) 障害についての理解の推進

市ホームページや、広報誌等多様な媒体を通じて情報提供を行い、障害や障害のある人に対する理解を促進します。

障害のある人に対する誤解や偏見等を無くすため、講演会等を実施し正しい知識の普及啓発を進めます。

4月の「世界自閉症啓発デー」、及び「発達障害啓発週間」や12月の「障害者週間」の周知を通して、障害に対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。

「ヘルプマーク<sup>(※18)</sup>」をはじめとする、障害のある人に関するマークの普及を図り、理解と協力を推進します。

(2) 学校や地域での人権教育・福祉教育の推進

児童・生徒の教育活動の中で、障害のある人を取り巻く問題や人権に対する理解と認識を高めるなど、福祉のこころを育みます。

(3) 地域での福祉教育や交流の推進

地域において障害への理解を深めるため、障害者チャレンジショップ<sup>(※19)</sup>、地域生活支援センター等における社会交流、社会福祉協議会が実施するボランティアチャレンジプログラム<sup>(※20)</sup>等を推進します。

## 2 スポーツ・文化芸術活動の推進

障害のある人の心身の健康維持増進と、社会参加の意欲の高揚を図り、障害者への理解を一層深めるため、「氷見市スポーツ推進計画」に掲げる障害者スポーツ活動や、サークル活動・交流活動などの文化活動を推進します。

## 第2節 就労支援の推進

### 【現状と課題】

障害のある人が自立した地域生活を送るために、就労を促進し、働くことを通じて社会参加や経済的自立を支援することが重要です。障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率が引き上げられ、社会において障害のある人への就労に対する機運が高まっています。本市では、就労支援連絡会を定期に開催し、障害のある人の就労支援のあり方についての検討や、関係機関での情報共有を行っています。

障害のある人の就労を促進するためには、雇用のための訓練や就労前後の相談支援等、様々な就労支援サービスを充実させることが求められます。また、一般企業での就労が難しい人に対して、福祉的就労の機会や場を設けることも大切です。

---

※18 ヘルプマーク……障害や疾患などがあることが外見から分からない人が、支援や配慮を必要としていることを、周囲に知らせることができるマークのことです。

※19 障害者チャレンジショップ……身体・知的・精神の各障害者の方の手作り作品を展示・販売するお店です。

※20 ボランティアチャレンジプログラム……学生を対象に、夏休み期間に障害者施設等へのボランティア活動を支援する事業です。

## 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

働いていない人のうち10%の方が、何らかの形で働きたいと思っています。また、働きたい気持ちが有っても、「体調が不安定で働きづらい」や「障害者と言われ仕事が辛い」などの意見があり、職場環境での理解不足が伺えます。

## 1 就労支援ネットワークの取り組みの充実

就労支援連絡会を開催し、障害の特性に応じた就労が可能となるよう、多様な就労のあり方について検討します。

## 2 企業等への障害者雇用の推進

### (1) 企業等への障害者雇用の啓発

障害者雇用に対する企業等の理解を深め、雇用の拡大に結びつくよう、職場における、合理的配慮<sup>(※21)</sup>の考え方についての理解促進を図る啓発活動に努めます。また、障害者雇用に関する支援制度の周知に努めます。

### (2) 就労に向けた企業見学・訓練の充実

就職を希望する障害のある人に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労系事業所等と連携し、企業見学や就労のための訓練を推進します。

### (3) 学齢期から就労への支援

障害の特性や、本人の意向等に応じた場で就労できるよう、家庭・学校・事業所等関係機関と連携し、就業体験や相談支援、就労に関する訓練など、切れ目のない支援を行います。

## 3 福祉的就労の推進

### (1) 福祉的就労の支援

一般企業での就労が難しい障害のある人に、生産的活動を通じて社会参加できるよう就労の場を提供し、障害の特性や本人の意向等に応じた場で就労できるよう就労に関する訓練や、相談、就労後の定着を図るサービス等を提供します。

---

※21 合理的配慮……障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難を取り除くために必要な配慮を行うことです。

## (2) 農福連携等の支援

農業関係者や、商業関係者との情報共有や連携により、就労系事業所の工賃向上への取り組みを支援します。

# 第4章 だれもが地域で安心・安全に暮らすことができる 体制づくり

## 第1節 障害者を支える活動と地域生活支援拠点の充実

### 【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での支援が大切です。本市では、毎年手話奉仕員の養成講座を開催し、近年は音訳ボランティア<sup>(※22)</sup>の育成を進めるなど障害のある人を支える、ボランティアの育成やボランティア活動を推進しています。

また、障害のある人の地域での生活を支援する、地域生活支援拠点を令和2年1月に整備しています。今後は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障害のある人やその家族の緊急事態への対応など、地域生活支援拠点の5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をさらに充実させていく必要があります。

### 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

介護者の高齢化や、「親亡き後」への不安についての意見が多く、「地域で安心して暮らしていくためには何が必要ですか」との問い合わせに、46%の方が「緊急時の受入体制」と回答し、27%の方が「24時間365日の相談支援体制」と回答するなど、地域生活支援拠点についての希望が多くありました。障害者が地域で安心して暮らしていく体制づくりには、障害児者の生活を地域全体で支援する地域生活支援拠点の充実が必要です。

### 1 障害者を支援する地域福祉活動の促進

#### （1）身近な地域での互いに支え合う活動の促進

障害のある人の地域での生活を支えるため、ケアネット活動<sup>(※23)</sup>をはじめとする「他人事」を「我が事」に意識を変える取組を推進します。

---

※22 音訳ボランティア……視覚に障害がある方のために、活字で書かれている広報誌などの情報を音声にして伝えるボランティアのことです。

※23 ケアネット活動……子どもからお年寄りまでの支援を必要とする方を、地域住民と関係機関が一体となって見守り、日常生活を支援する仕組みのことです。

## (2) ボランティア等の養成と活動への支援

地域共生社会を進めるため、市民のボランティア活動への参加意識を醸成し、ボランティアの育成に努めます。

## 2 地域生活支援拠点等の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急事態への対応ができる体制を目指し、地域生活支援拠点の充実を図っていきます。

### 第2節 安心・安全なまちづくりの推進

#### 【現状と課題】

障害のある人の移動や、施設利用の利便性・安全性の向上を促進し、様々な社会参加を可能とするため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を進める必要があります。また、施設整備（ハード面）だけではなく、障害のある人の困難を全ての人々が自らの問題として意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力する「心のバリアフリー」も求められています。

近年、集団的な感染症の発生や大規模な自然災害が多く発生し、非常時での支援体制づくりが求められています。特に大規模な自然災害においては各地に甚大な被害をもたらしており、障害のある人などの要配慮者への防災対策が必要となっています。本市においても、避難行動要支援者名簿<sup>(※24)</sup>や、福祉防災マップ<sup>(※25)</sup>の作成、いのちのバトン<sup>(※26)</sup>の整備など、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成など、障害のある人を含めた要配慮者への防災対策の強化が図られていますが、災害時の避難等に関して懸念する声が多く、継続して災害支援の体制強化を進める必要があります。

---

※24 避難行動要支援者名簿……災害が起こった時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人をあらかじめ登録する名簿です。

※25 福祉防災マップ……災害時に支援が必要と思われる世帯の情報と、避難所や避難時の危険個所などの情報を地図上にシールや矢印で整理したマップです。

※26 いのちのバトン……救急搬送や災害時に家族へスマーズに連絡や避難誘導するための情報や、医療の情報をシートにして専用の容器に入れたものです。

## 《障害者アンケート調査等からみたニーズと課題》

「災害時に一人で避難できますか」との問い合わせに、46%の方が「できる」と回答しているものの、「分からない」の回答を考慮すると、半数近くが一人で避難できないものと考えられます。災害時における避難誘導等の協力体制を、強化する必要があります。

## 1 安全なまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（令和3年4月施行）に基づいて、公共施設や多数の方が利用する特定の建築物等について、可能な限りバリアフリーとなるよう配慮します。

障害者等用駐車区画の適正利用を促進する、「ゆずりあいパーキング制度<sup>(※27)</sup>」や「心のバリアフリー」の周知に努めます。

## 2 防災等に関する支援

### （1）防災等に関する意識づくりと避難訓練の実施

障害のある人や、その支援者が防災等の理解を深め、災害発生時に迅速な対応をするため、特性に応じた避難訓練等の取り組みを行います。

### （2）要支援者の把握と個別避難計画<sup>(※28)</sup>の作成の推進

災害時に支援を必要とする障害のある人、医療的ケアを必要とする人等を避難行動要支援者として登録し、緊急時に迅速に対応できるよう福祉防災マップや、個別避難計画の作成を推進します。

### （3）福祉避難所の運営と大規模災害発生時の支援体制の構築

災害時に福祉避難所を速やかに開設できるよう、支援体制の検討や準備をします。

また、大規模災害や集団的な感染症の発生を想定し、連携した障害者支援体制の構築に努めます。

---

※27 ゆずりあいパーキング制度……車いす使用者や障害のある方など歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるよう、対象となる方に利用証を交付する制度です。

※28 個別避難計画……災害時の避難行動をあらかじめ、一人ひとりの状況に合わせて作成した計画のことです。

## 参考資料

### 計画に関する指標と数値目標

#### 第1章 一人ひとりに応じた生活を支援する体制づくり

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
悩み事や困ったことを相談するところがない、相談するところがわからない人の割合 (障害者アンケート)	9.6%	4.8%以下
(障害児アンケート)	8.2%	4.1%以下
主任相談支援専門員配置数	1人	3人

#### 第2章 障害児支援の体制づくり

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
必要な障害福祉サービスや在宅医療を利用できていない人の割合（障害児アンケート）	8.2%	4.1%以下
医療的ケア児等コーディネーター配置数	1人	3人

#### 第3章 障害への理解と社会参加を支援する体制づくり

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
差別や偏見、疎外感を感じる人の割合 (障害者アンケート)	20.4%	10.2%以下
福祉施設から一般就労への移行者数	5人	9人

#### 第4章 だれもが地域で安心安全に暮らすことができる体制づくり

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ケアネット活動の取組件数	886件	970件
避難行動要支援者名簿を知っている人の割合 (障害者アンケート)	28.3%	56.6%以上
(障害児アンケート)	29.5%	59.0%以上

## 障害福祉に関するアンケート調査結果【障害者対象】

### 1 調査の概要

---

#### 【調査目的】

障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を調査し、障害福祉計画の策定や障害者施策の推進に活用することを目的に実施する。

#### 【調査対象及び抽出方法】

以下の障害者手帳交付者等から、級とは無関係に約3分の1にあたる1千人を無作為に抽出した。

(R2.3月末)

身体障害者手帳交付者数	2,139人
療育手帳交付者数	325人
精神障害者保健福祉手帳交付者数	267人
自立支援医療（精神通院）受給者数	467人
計	3,200人

#### 【実施期間】

令和2年6月22日～令和2年7月21日

#### 【回収結果】

配布数・・・・1,000件

回収率・・・・406件(40.6%)

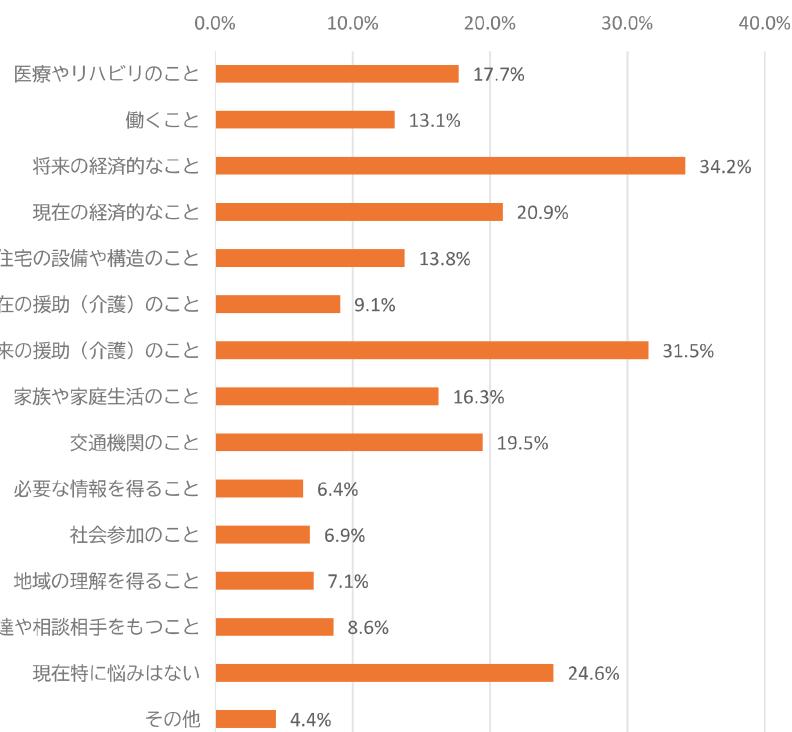
#### 【回答者】

	回答数	割合 (%)
本人	274	67.5
本人の家族	89	21.9
家族以外の介護者	14	3.5
無回答	29	7.1

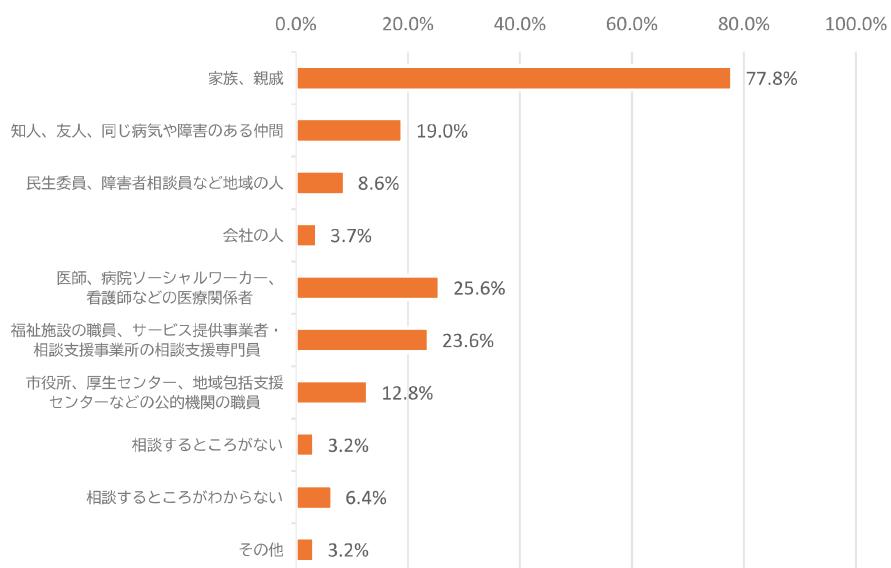
#### 【性別】

	回答数	割合 (%)
男性	216	53.2
女性	182	44.8
無回答	8	2.0

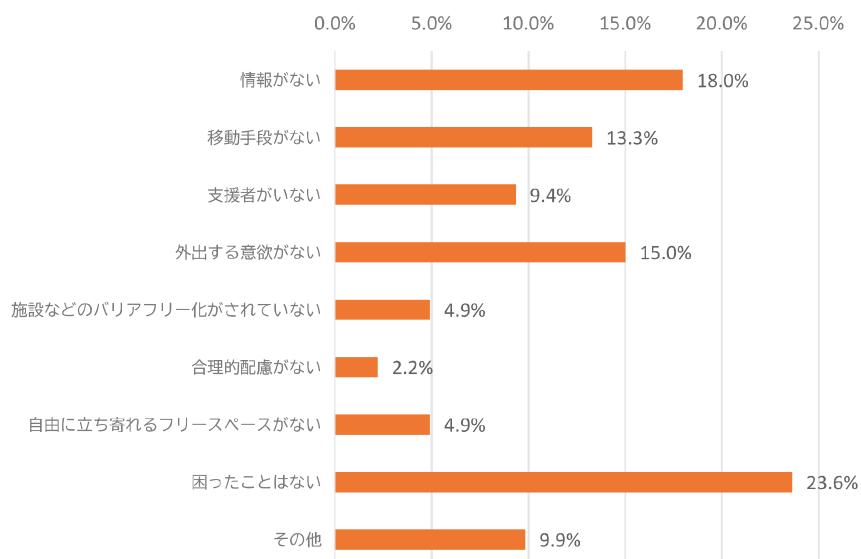
### 生活の中で悩みごとや困ったことがありますか（複数回答）



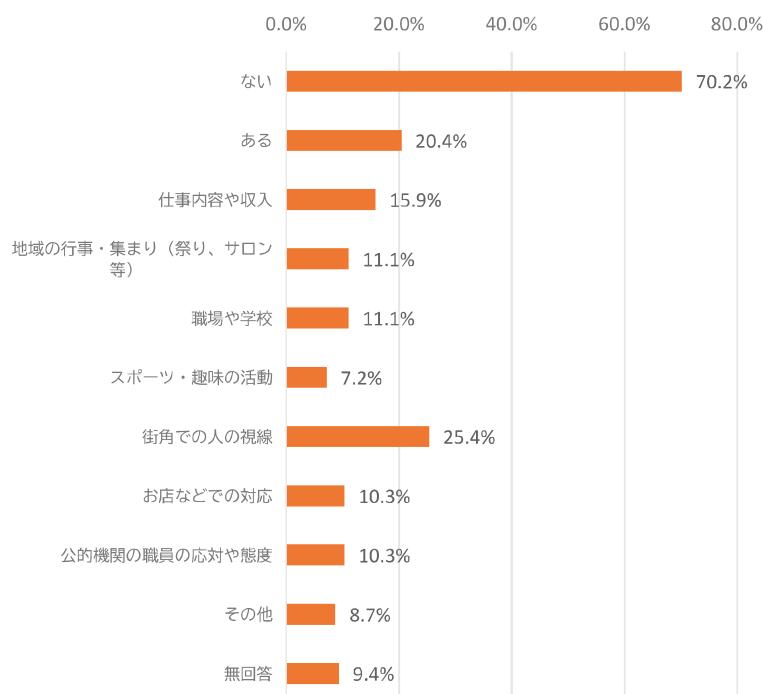
### 生活していく上で、悩みごとや困ったことを相談するのは誰ですか（複数回答）



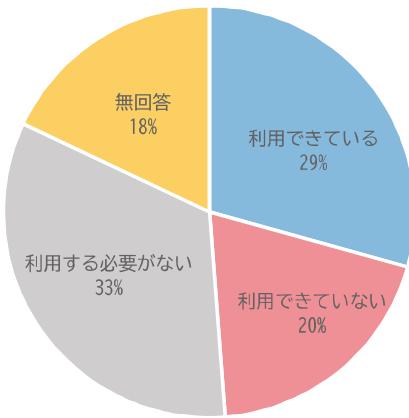
社会参加する上で困難なことはありますか（該当するもの全て）



差別や偏見、疎外感を感じることはありますか。どのような場面で  
差別や偏見、疎外感を感じますか（該当するもの全て）

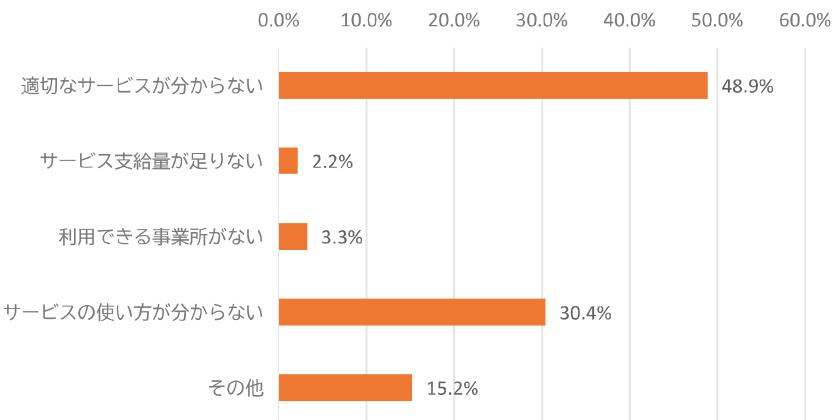


必要な障害福祉サービスや在宅医療を利用できていますか

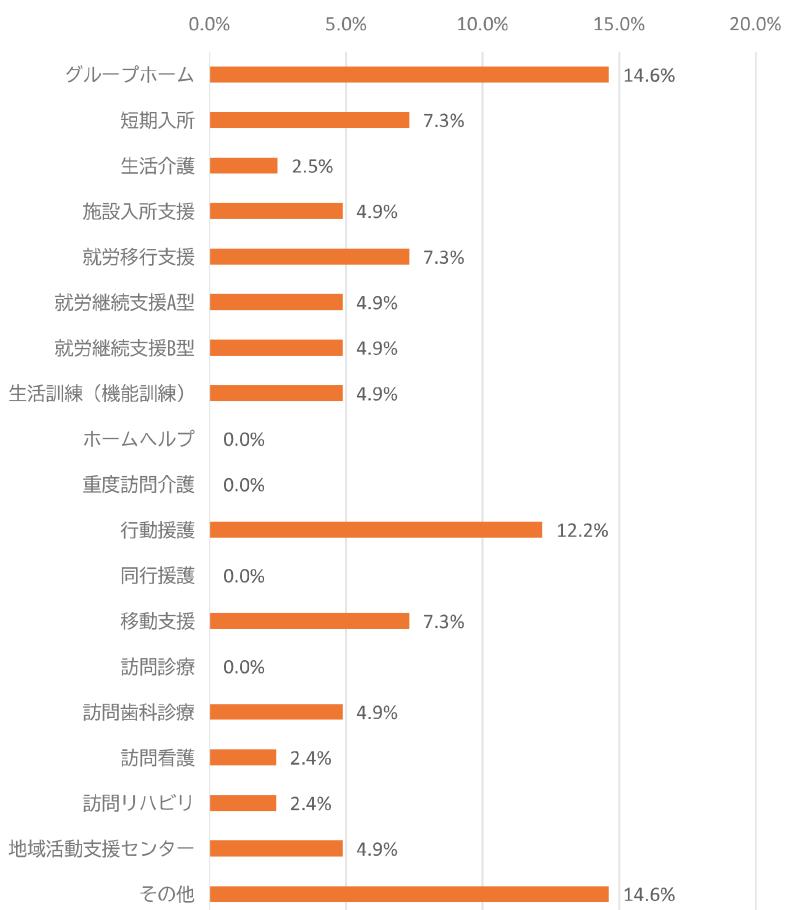


■ 利用できている  
■ 利用する必要がない  
■ 利用できていない  
■ 無回答

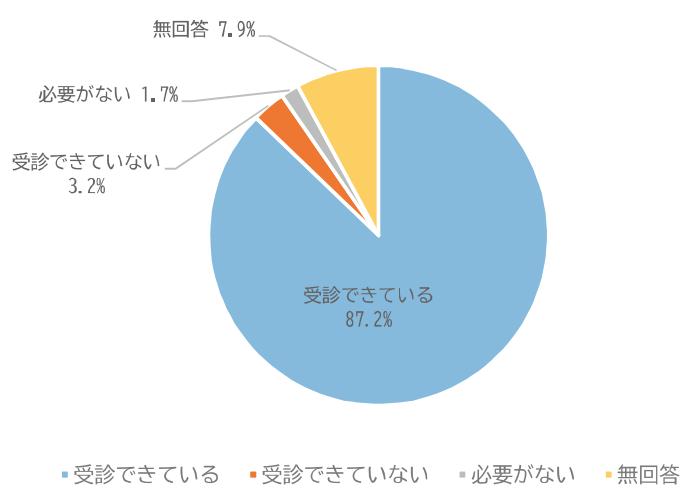
(利用できていないと回答した人) 利用できていない理由  
(複数回答)



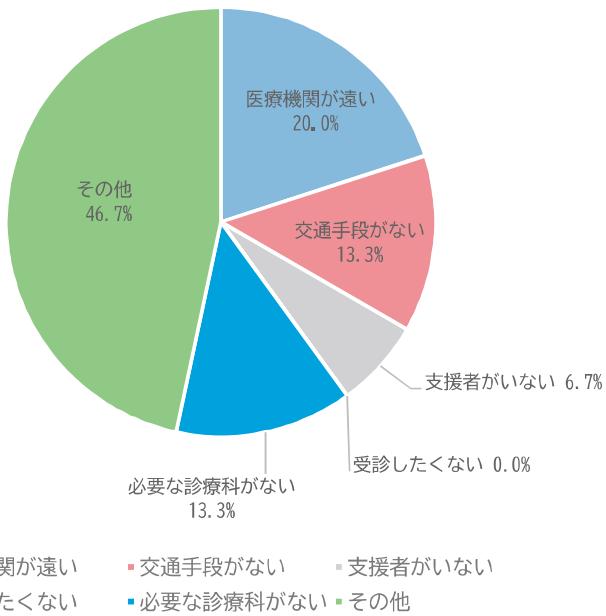
(利用できていないと回答した人) 利用したいけど、  
利用できていない障害福祉サービスや医療（複数回答）



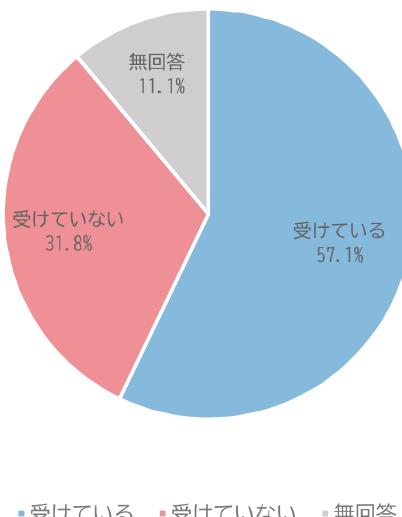
必要な医療機関に受診できていますか



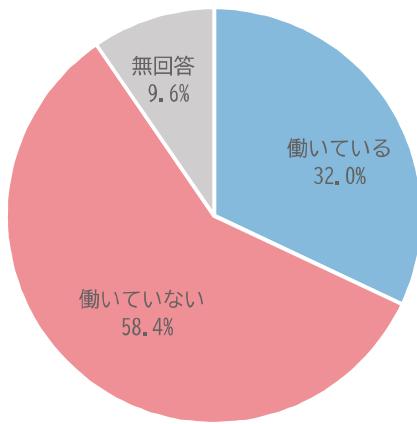
(受診できていないと回答した人) 受診できていない理由



毎年、健康診断を受けていますか（学校健診も含む）

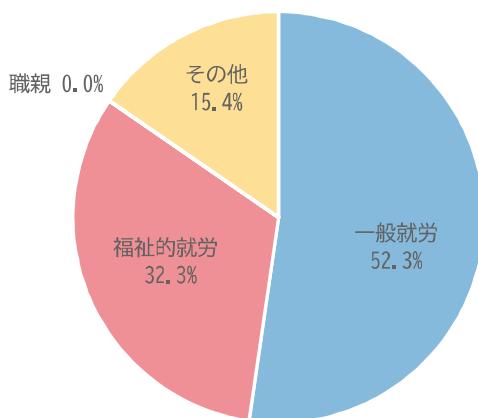


### 働いていますか



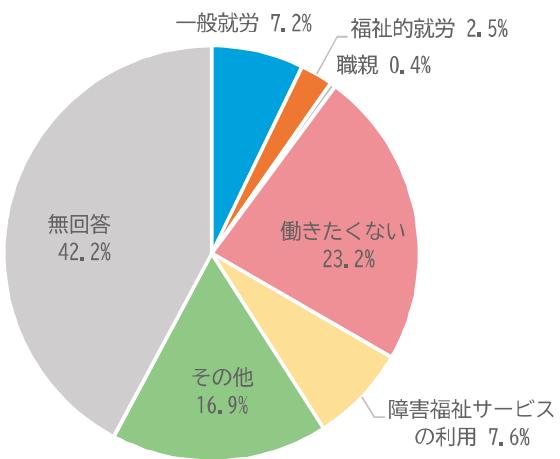
■ 働いている ■ 働いていない ■ 無回答

### (働いていると回答した人) どのような働き方をしていますか



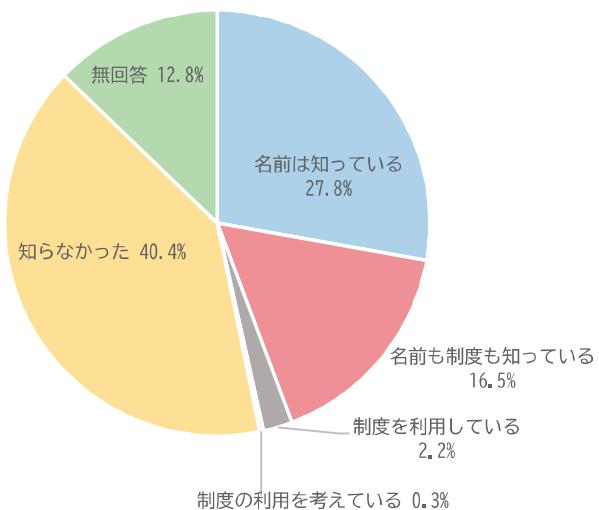
■ 一般就労 ■ 福祉的就労 ■ 職親 ■ その他

### (働いていないと回答した人) 希望する働き方



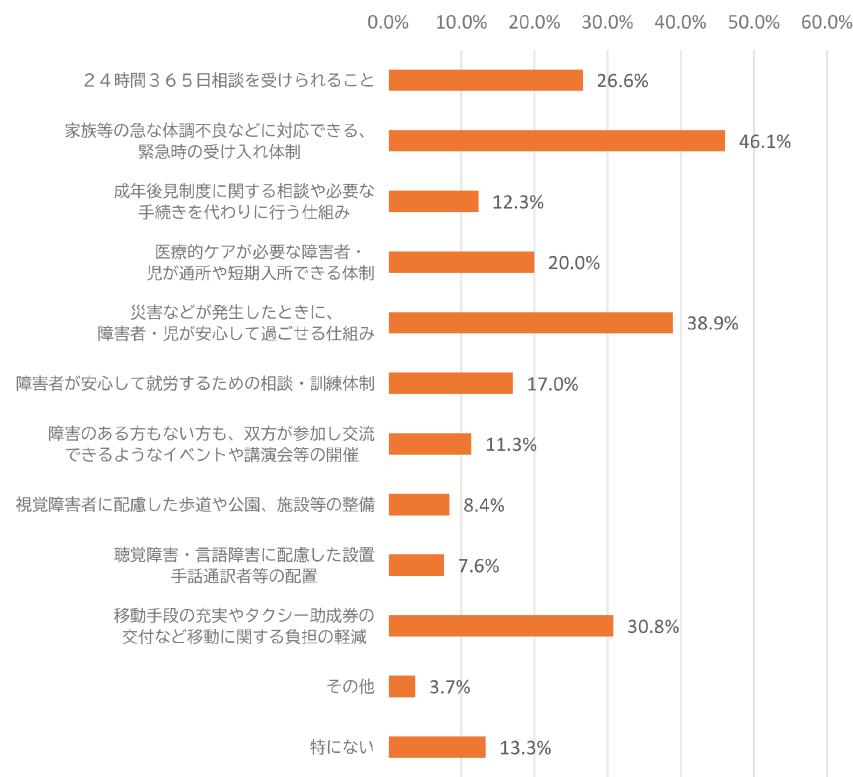
■ 一般就労 ■ 福祉的就労 ■ 職親 ■ 働きたくない ■ 障害福祉サービスの利用 ■ その他 ■ 無回答

### 成年後見制度についてお答えください

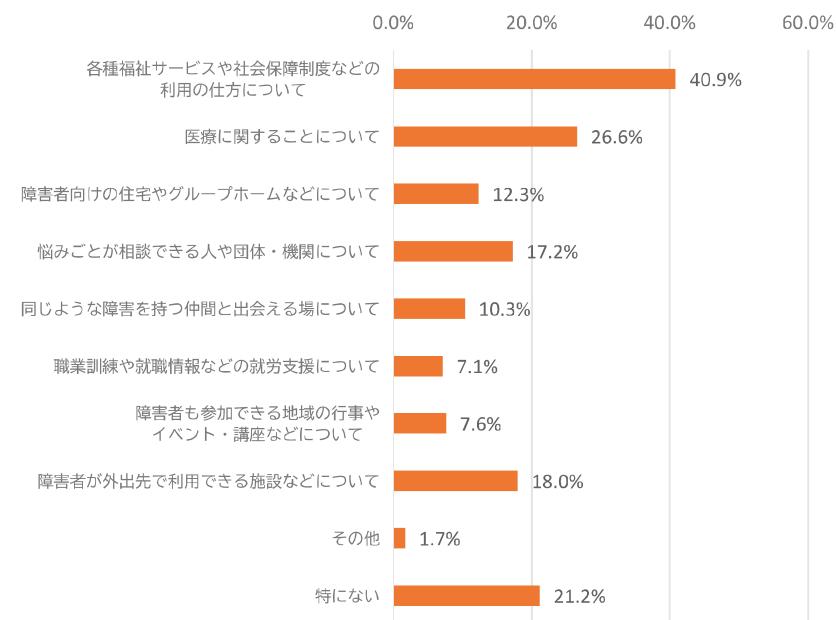


■ 名前は知っている ■ 名前も制度も知っている ■ 制度を利用している  
■ 制度の利用を考えている ■ 知らなかつた ■ 無回答

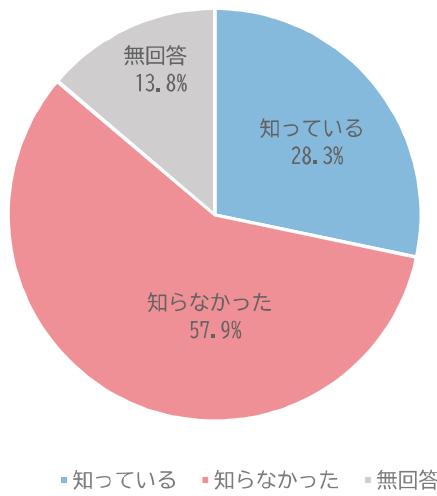
これからも地域で安心して暮らしていくためには、  
どのような体制や仕組みが必要と考えますか（複数回答）



どのような福祉情報が知りたいですか（3つ回答）

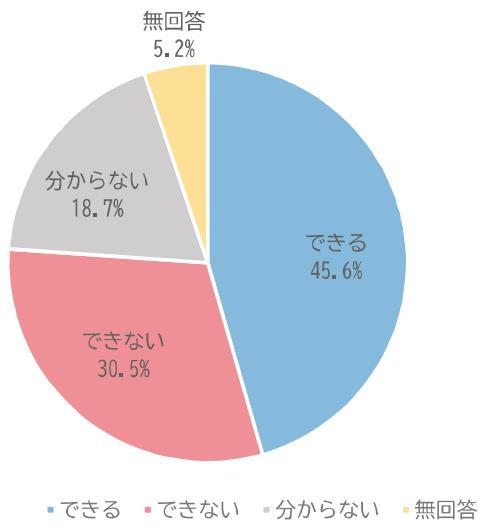


避難行動要支援者名簿を知っていますか



■ 知っている ■ 知らなかつた ■ 無回答

火事や地震等の災害時に一人で避難できますか



■ できる ■ できない ■ 分からぬ ■ 無回答

# 障害福祉に関するアンケート調査結果【障害児対象】

## 1 調査の概要

---

### 【調査目的】

障害福祉サービス利用実態や福祉に関する意識、意向を調査し、障害児福祉計画の策定や障害児施策の推進に活用することを目的に実施する。

### 【調査対象及び抽出方法】

18歳未満の以下のものすべてを調査対象とする。

(R2.3月末)

身体障害者手帳交付者数	27人
療育手帳交付者数	61人
精神障害者保健福祉手帳交付者数	2人
自立支援医療（精神通院）受給者数	5人
福祉サービス受給者数	75人
計	170人

※重複あり 実人数 119人

### 【実施期間】

令和2年6月22日～令和2年7月21日

### 【回収結果】

配布数・・・・119件

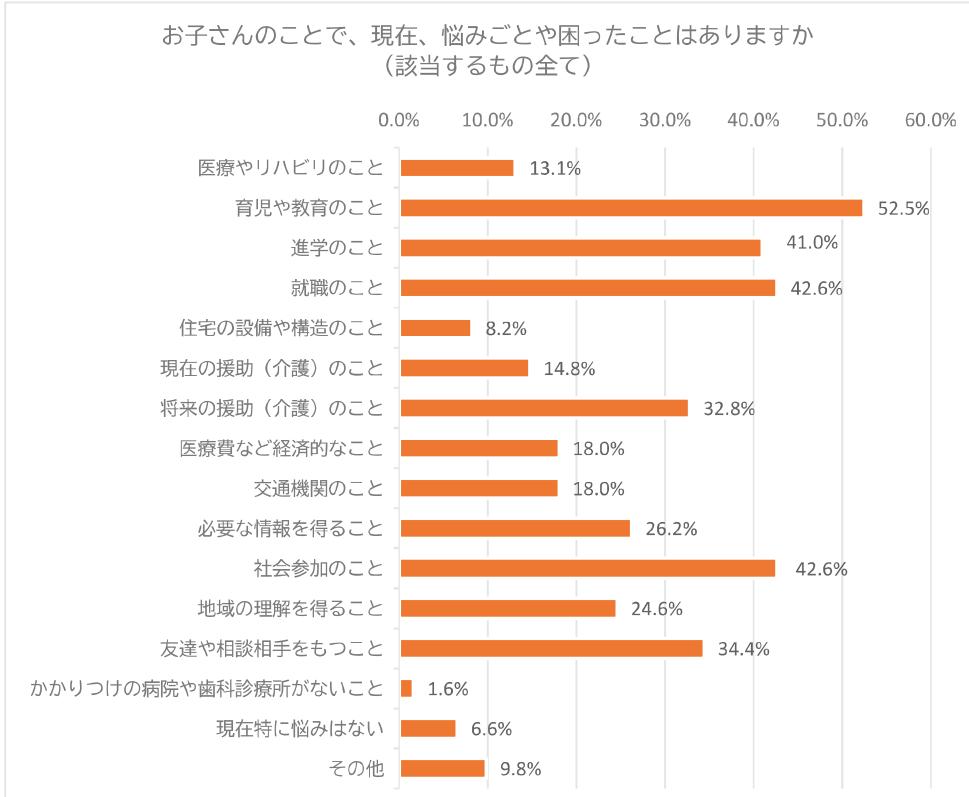
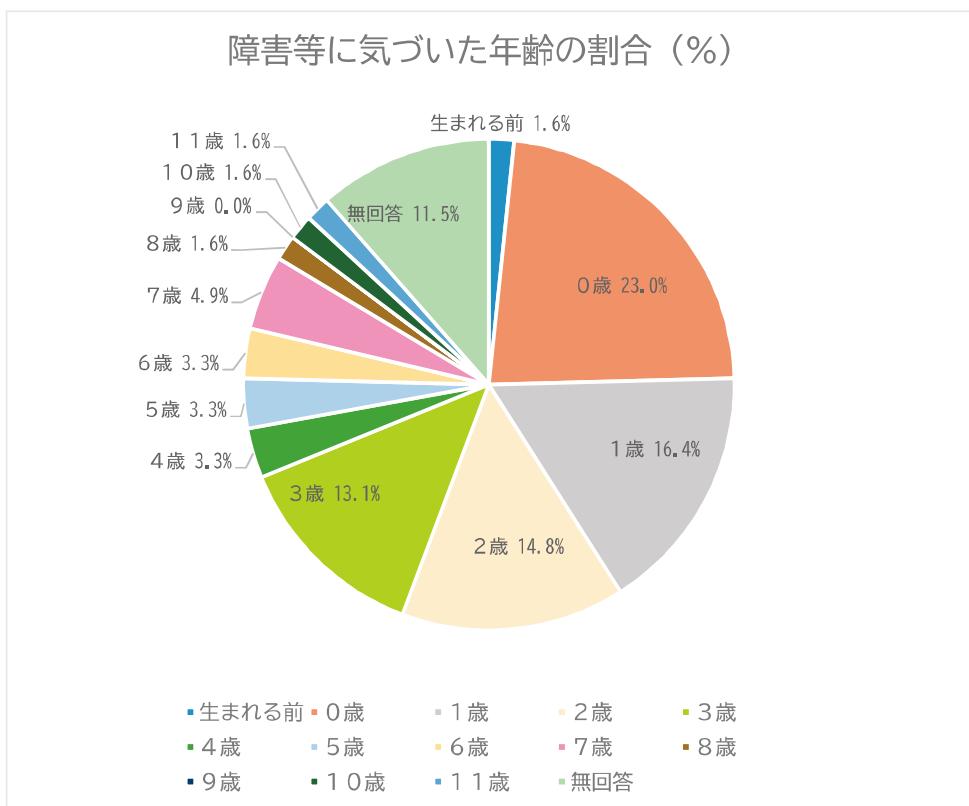
回収率・・・・61件(51.2%)

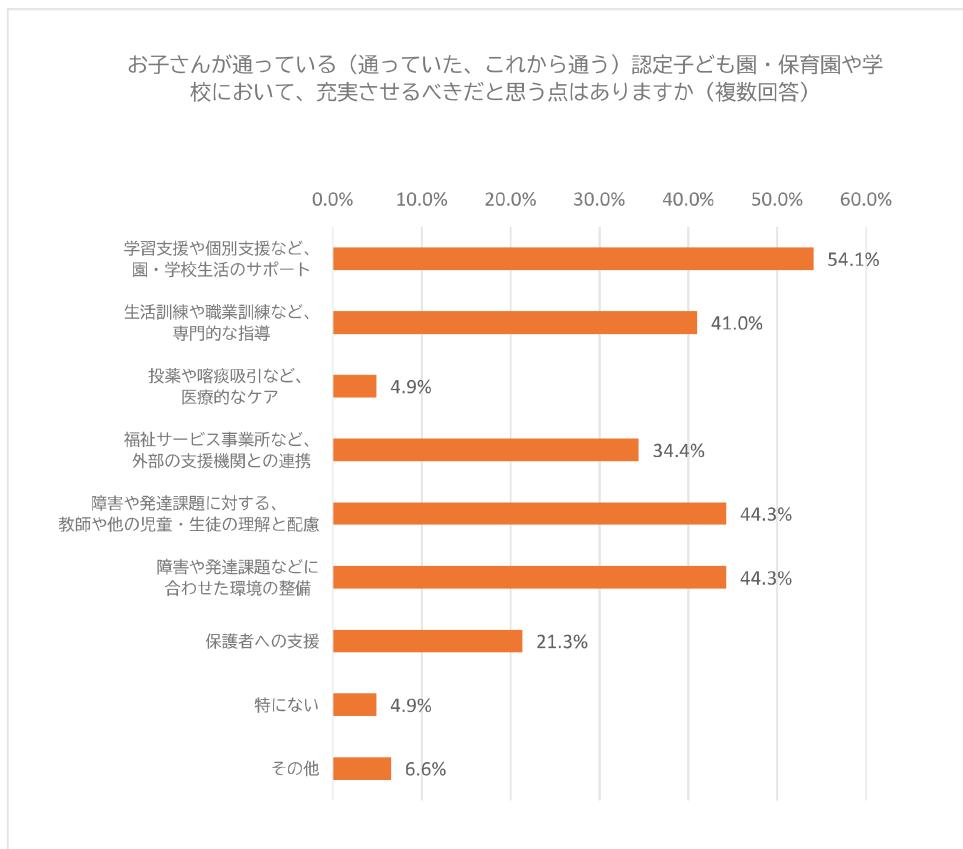
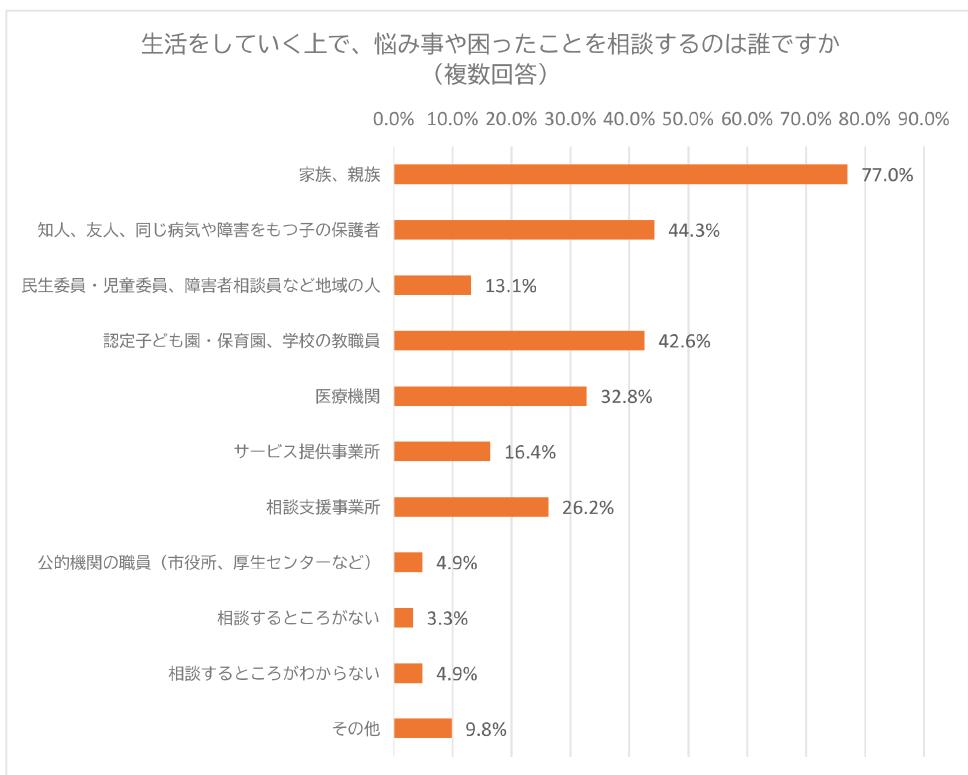
### 【回答者】

	回答数	割合 (%)
父親	7	11.5
母親	50	82.0
両親以外の家族	1	1.6
その他	0	0.0
無回答	3	4.9

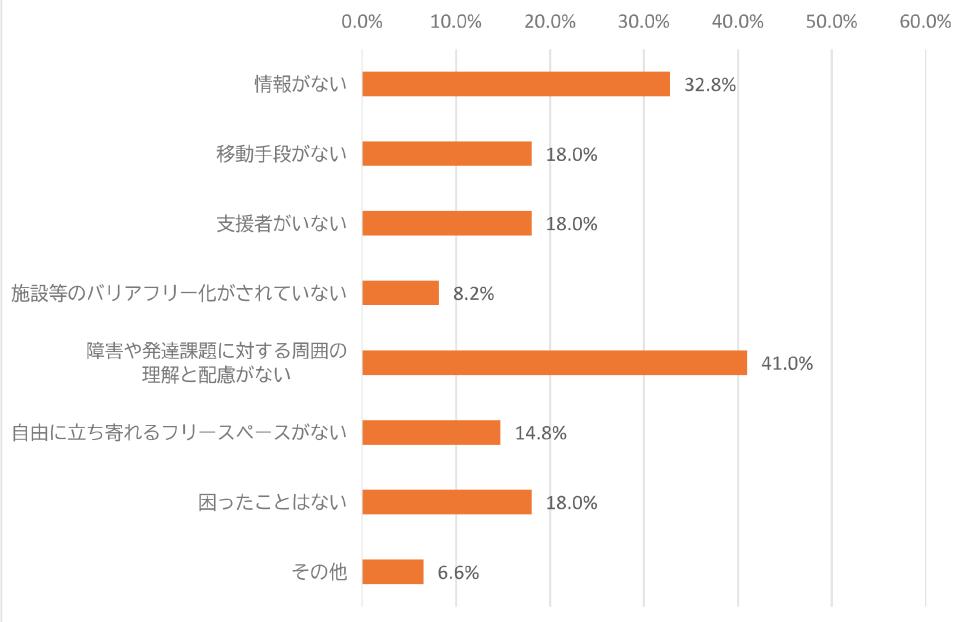
### 【性別】

	回答数	割合 (%)
男性	41	67.2
女性	20	32.8

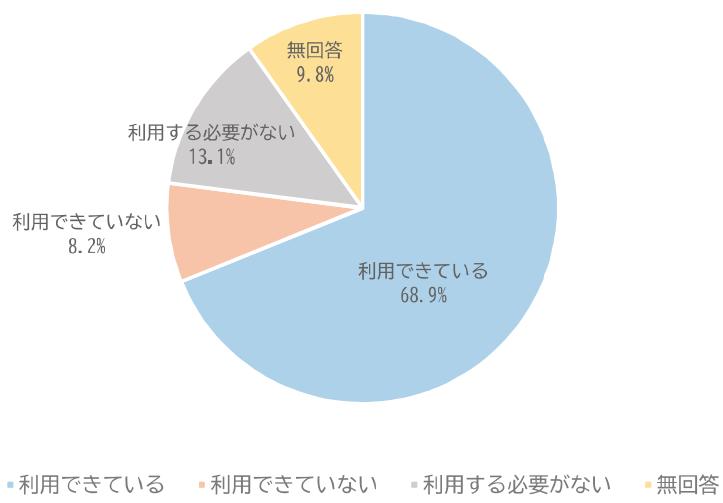




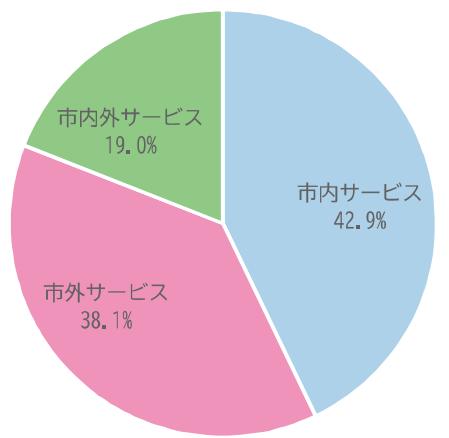
お子さんが社会参加するうえで困ったことは何ですか（複数回答）



お子さんは、必要な障害福祉サービスや在宅医療を利用できていますか

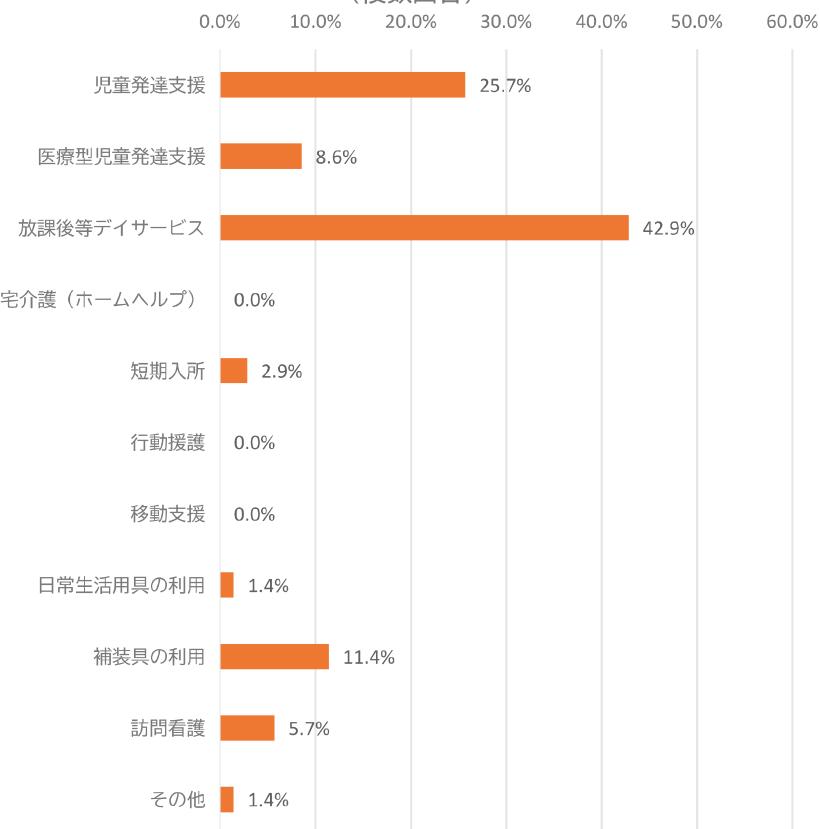


(利用できていると回答した人) 利用できている事業所

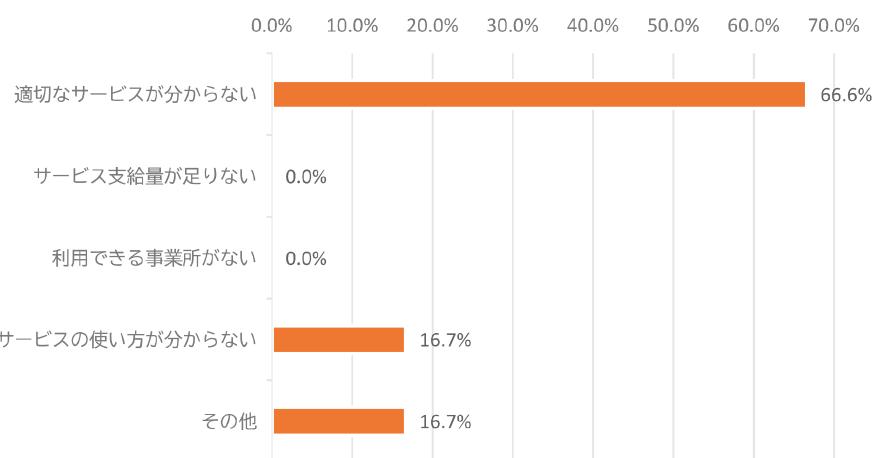


■ 市内サービス ■ 市外サービス ■ 市内外サービス

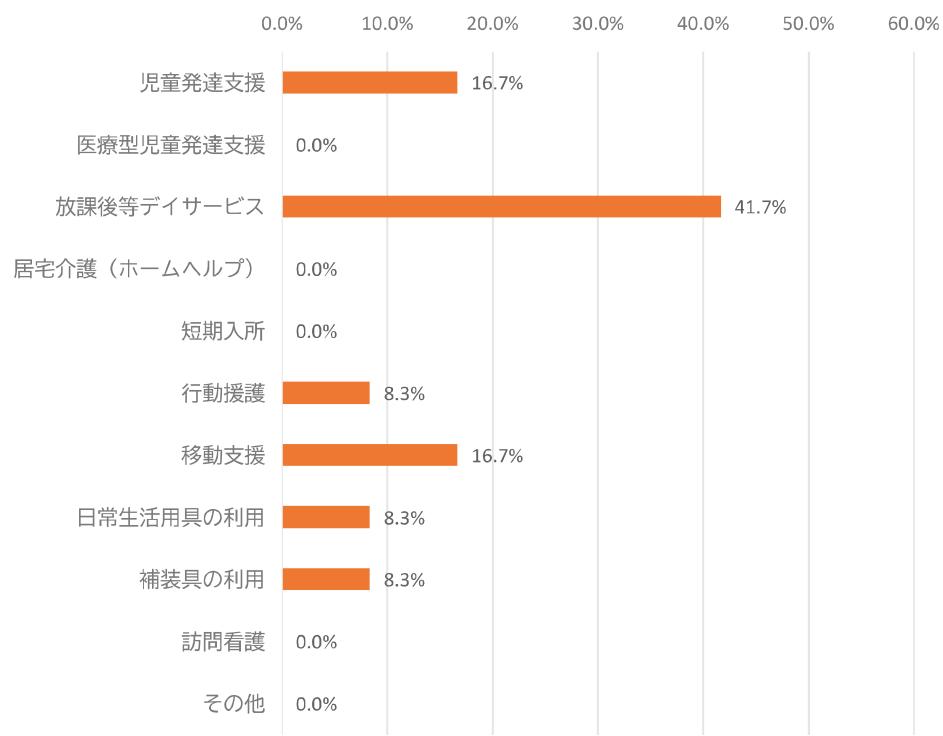
(利用できていると回答した人) 利用しているサービス  
(複数回答)



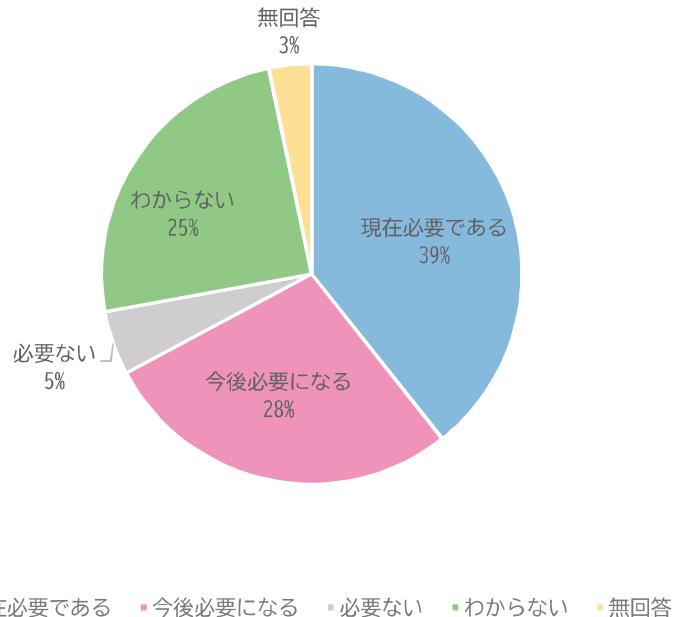
(利用できていないと回答した人) 利用できていない理由



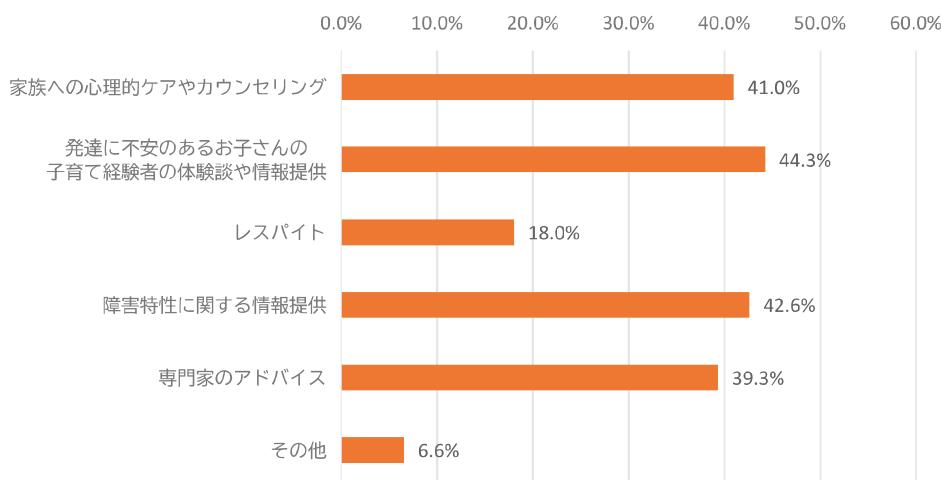
(利用できていないと回答した人) 利用したいけれど  
利用できていないサービス (複数回答)



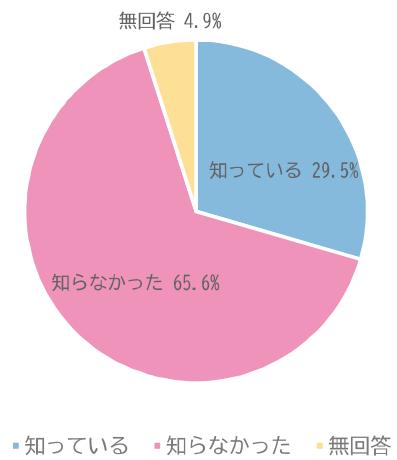
## 保護者や家族の支援は必要ですか



### (保護者や家族の支援が現在必要、今後必要になると回答した人) どのような支援が必要ですか (複数回答)



### 避難行動要支援者名簿を知っていますか



# 障害福祉に関するアンケート調査結果【市民対象】

## 1 調査の概要

---

### 【調査目的】

障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を調査し、障害福祉計画の策定や障害者施策の推進に活用することを目的に実施する。

### 【調査対象及び抽出方法】

市民より1千人を無作為に抽出し調査する。

### 【実施期間】

令和2年6月22日～令和2年7月21日

### 【回収結果】

配布数・・・・・・1,000件

回収率・・・・・・・403件(40.3%)

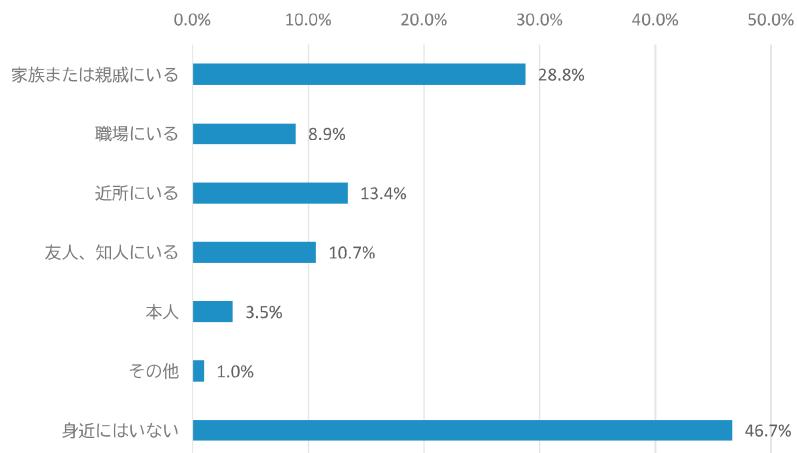
### 【性別】

	回答数	割合 (%)
男性	164	40.7
女性	226	56.1
無回答	13	3.2

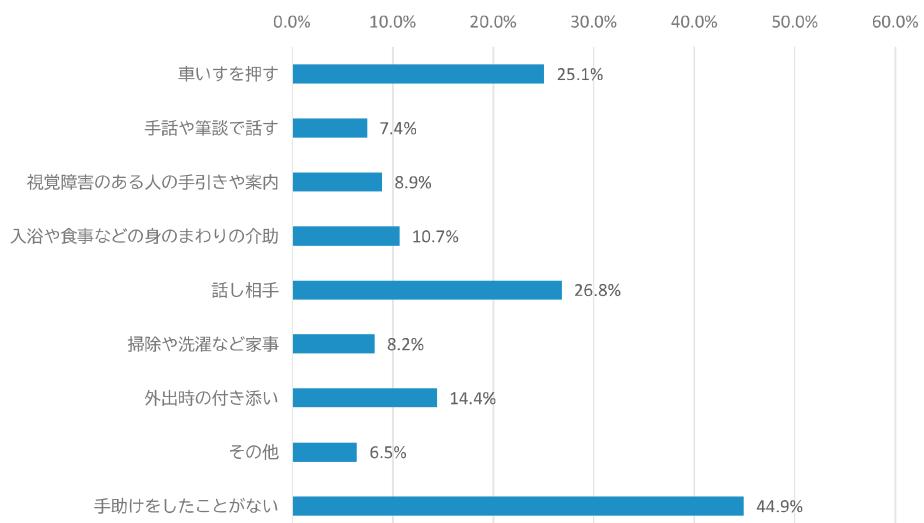
### 【回答者の年齢】

	回答数	割合 (%)
～10歳	3	0.7
11歳～20歳	17	4.2
21歳～30歳	27	6.7
31歳～40歳	42	10.4
41歳～50歳	63	15.7
51歳～60歳	52	12.9
61歳～64歳	22	5.5
65歳～70歳	50	12.4
71歳～74歳	44	10.9
75歳～80歳	35	8.7
81歳～	42	10.4
無回答	6	1.5

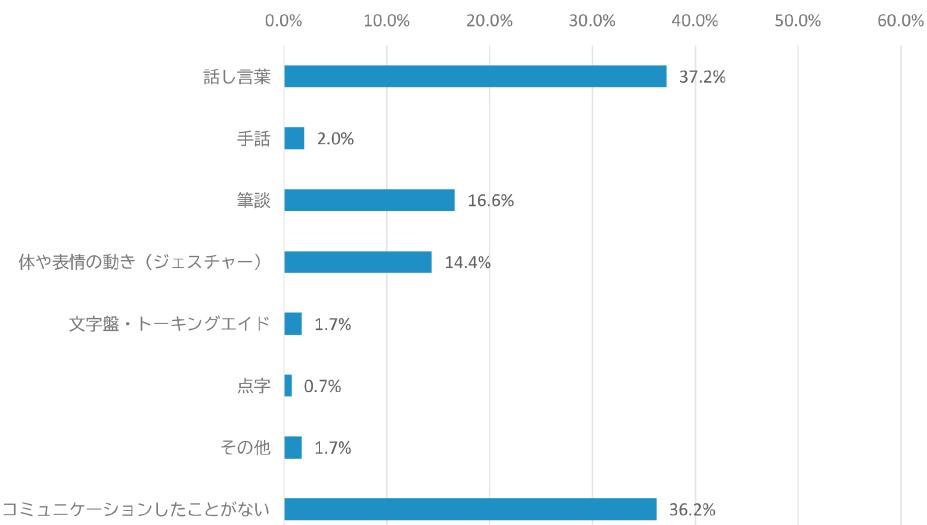
あなたの身近に障害のある人や難病の人がいらっしゃいますか  
(該当するもの全て)



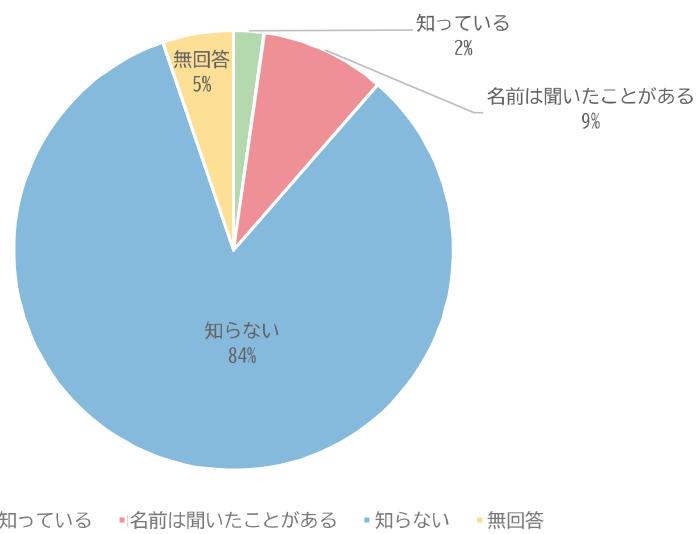
あなたは、障害のある人や難病の人に、どのような手助けをしたことがありますか (該当するもの全て)



あなたが、障害のある人や難病の人と経験したことがある  
コミュニケーションはどれですか（複数回答）



避難行動要支援者名簿を知っていますか



## 4 氷見市成年後見制度利用促進計画

第1章 計画の策定について	169
1 成年後見制度利用促進計画とは	169
2 計画策定の趣旨	169
3 計画の位置づけ	170
第2章 成年後見制度の利用促進に関する現状	170
1 成年後見制度の概要	170
2 国の状況	170
3 氷見市における現状	172
第3章 施策の推進	173
1 成年後見制度と相談窓口の周知・啓発の徹底	173
2 成年後見制度を利用しやすくする方策の検討	173
3 地域連携体制の構築	174
4 地域における権利擁護の担い手育成	174
5 市長申し立てによる権利擁護が必要な人への支援の普及	174

# 第1章 計画の策定について

## 1 成年後見制度利用促進計画とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、相続手続きなど）や、身上保護（介護・福祉サービスの利用に関する契約や施設入所・入院の契約など）などの、法律行為を自身で行うことが難しい場合があります。

また、不利益な契約であることがよくわからないまま契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このように、自分一人で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等<sup>※1</sup>が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援するのが成年後見制度です。

## 2 計画策定の趣旨

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016年）年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）を施行し、平成29（2017年）年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

利用促進法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

本市においても、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれており、こうした状況を踏まえ、自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう「氷見市成年後見制度利用促進計画」（以下「利用促進計画」という。）を策定します。

---

※1 成年後見人等…補助人、保佐人、成年後見人のことです。

### 3 計画の位置づけ

成年後見制度の利用促進は、判断能力の不十分な人たちが、住み慣れた地域で安心し暮らし続けるために重要な取り組みであり、地域福祉計画に掲げる基本目標の実現に必要不可欠であることから、本項目を「利用促進計画」と位置付け、地域福祉計画と一緒に施策を推進していきます。

## 第2章 成年後見制度の利用促進に関する現状

### 1 成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度の他、任意後見制度があります。

また、法定後見には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定することになっています。

成 年 後 見 制 度			
種 類	法 定 後 見		任 意 後 見
時 期	判断能力が不十分となった時点		判断能力のある間
何をするか	本人や親族等が家庭裁判所に申し立て 後見人を選任してもらい、その後見人に所定の後見事務をしてもらう。		
後見の類型	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けている のが通常の 状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
判断能力			

### 2 国の状況

認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることなどにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、高齢化社会において喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。

しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、平成22年（2000年）の制度開始から20年余りが経過しましたが十分に利用さ

れていません。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（平成29年7月改訂版）では、わが国の認知症高齢者の数は、2012年（平成24年）で462万人と65歳以上の高齢者の約7人に1人でしたが、2025（令和7）年には、5人に1人、約700万人になると見込まれています。

一方、成年後見制度利用者数については、増加傾向にあるものの、令和2年12月末現在、約23万人にとどまっており、その内訳は、後見：約17万人、保佐：約4万人、補助：約1万人、任意後見：約3千人となっています。

（最高裁判所ホームページより引用）

国的基本計画では、今後の施策の基本的な考え方として、次の3点が挙げられています。

- ① ノーマライゼーション<sup>※2</sup>
- ② 自己決定の尊重<sup>※3</sup>
- ③ 財産管理のみならず、身の保護の重視<sup>※4</sup>

また、今後の施策の目標として、次の4点が挙げられています。

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図る。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

このほか、市町村に中核機関の設置や地域連携ネットワークの段階的整備などの役割が課されました。

---

※2 ノーマライゼーション…成年被後見人が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことを指しています。

※3 自己決定の尊重…障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきことを指しています。

※4 身の保護の重視…本人の財産の管理のみならず、身の保護が適切に図られるべきことを指しています。

### 3 氷見市における現状

本市における認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa以上<sup>※</sup>）は、概ね横ばいで推移していますが、知的障害者（療育手帳交付者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳交付者）は増加しています。

#### ◆認知症高齢者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日常生活 自立度Ⅱa以上 ①	2,240	2,232	2,307	2,308
認定者総数 ②	3,287	3,271	3,432	3,409
認定者比率 ①／②	68.2%	68.2%	67.2%	67.7%

<sup>※</sup>日常生活自立度Ⅱa以上…たびたび道に迷ったり、買い物や事務、金銭管理など、これまでできたことにミスが目立つ状態のことです。

#### ◆障害者手帳所持者の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳交付数	366	374	382	386	389
精神障害者 保健福祉手帳	231	252	253	269	284

また、平成31年4月に県内の呉西6市が連携し、成年後見制度の中核機関として呉西地区成年後見センターを立ち上げ、成年後見についての相談対応や普及啓発活動を行っています。

なお、成年後見制度の申し立てを行う者がいない場合には、市長による申し立てを行い、本人の権利擁護を図るとともに、後見報酬の負担が難しい人への報酬の助成をすることで、制度の利用促進を行っています。

#### ◆成年後見制度の利用者数

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
氷見市 (R3. 9. 30)	48	9	7	0	64
富山県 (R3. 9. 30)	1,816	442	149	18	2,425
全国 (R2. 12末)	174,680	42,569	12,383	2,655	232,287

## 第3章 施策の推進

本市においては、成年後見制度に関する現状を踏まえた、各種の利用促進に関する取り組みを進めているところですが、支援を必要とする人に活用しやすい環境を整えることが重要です。

地域福祉計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた利用促進計画における施策の基本的な考え方は、次のとおりです。

障がいや加齢による判断力の低下などがあっても、適切に成年後見制度などへつなぎ、一人の人として権利が守られる地域づくりを目指します。

施策の推進の基本的な考え方を実現するために、成年後見制度及び呉西地区成年後見センターの周知徹底や理解促進を図ります。

そのため、成年後見制度の啓発と周知等の成年後見制度利用支援体制の充実、地域における権利擁護の担い手支援、申立て者がいない人など、成年後見制度の利用が困難な人への支援、権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりを推進します。

### 1 成年後見制度と相談窓口の周知・啓発の徹底

本人をはじめ、家族や近隣住民、ケアマネジャー等、支援者の知識が不十分なために、権利擁護に関する支援が必要な人が制度を利用することが出来ていない可能性があります。

市担当課、市社会福祉協議会、呉西地区成年後見センター等の相談窓口をより効果的に利用できるよう広報活動の充実など、さらなる周知と啓発に努めます。

### 2 成年後見制度を利用しやすくする方策の検討

成年後見制度の利用にあたっては、まず制度自体が分かりにくく馴染みにくいこと、必ず望んだ候補者が後見人になるとは限らないこと、親族以外の第三者が後見人になった場合には、後見報酬の支払いが生じること、さらには、普段利用することもない家庭裁判所で申立て手続きをすることなど、利用しづらさを感じる場面があります。

利用に際しての相談をより丁寧に行うこと、あるいは中核機関である呉西地区成年後見センターなど、関係機関と連携を図り、容易に制度が活用される方策の検討を進めます。

### **3 地域連携体制の構築**

必要な人が、本人らしい生活を守る制度として成年後見制度を利用できるよう、呉西地区成年後見センターをはじめ、本市における既存のネットワーク体制（民生委員・児童委員、地域住民、ケアマネジャー、サービス事業所等）の活用も含め、役割や機能の整理を図り、きめ細かい地域連携ネットワークの構築に努めます。

### **4 地域における権利擁護の担い手育成**

平成30年度には、氷見市で市民後見人養成講座を実施しましたが、平成31年4月からは、前述の呉西地区成年後見センターが6市全体の市民後見人養成講座を実施しているほか、今後は市民後見人養成講座、フォローアップ口座を実施するとともに、より身近なところで研修を受けることができるよう、各市を会場として研修を行うこととしています。

市民後見人の育成の促進を図り、積極的な活用が可能となるよう、こうした研修への積極的な参加を働きかけていきます。

### **5 市長申し立てによる権利擁護が必要な人への支援の普及**

成年後見制度が必要な状況であっても申し立てを行う人がいないために、制度が利用できない人などに対し、市長による申し立てを行っています。

成年後見制度を必要とする人の状況・ニーズを的確に把握し、確実な支援を行います。

## 5 氷見市再犯防止推進計画

第1章 計画の策定について	176
1 計画策定の趣旨及び目的	176
2 計画の対象者	176
第2章 再犯防止をとりまく県内の状況について	177
1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率	177
2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率	177
3 新受刑者中の再入者数及び再入者率	178
4 刑務所出所者のうち、帰住先がない者の数	178
5 刑法犯検挙者中の再犯者のうち、無職である者の数	179
6 新受刑者（犯行時の居住地が富山県である者）のうち、 無職である者の数	179
7 協力雇用者数、うち実際に雇用している協力雇用主数	179
8 小学生・中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移	180
第3章 取り組みの推進	180
1 就労、居住の確保等のための取り組み	180
2 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み	181
3 学校等と連携した就学支援の実施	183
4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	184

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨及び目的

県内における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は、近年4割台で推移しており、その再犯者の半数以上が犯行時において無職となっています。

犯罪をした者等の中には、高齢、障害、貧困など様々な特性を抱え、自力で更生することが困難で、何らかの支援がなければ再び犯罪に至る可能性のある人もあり、社会復帰に向けた、国・県・市・地域が一丸となった取り組みが求められています。

このような中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、県及び市町村においても地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

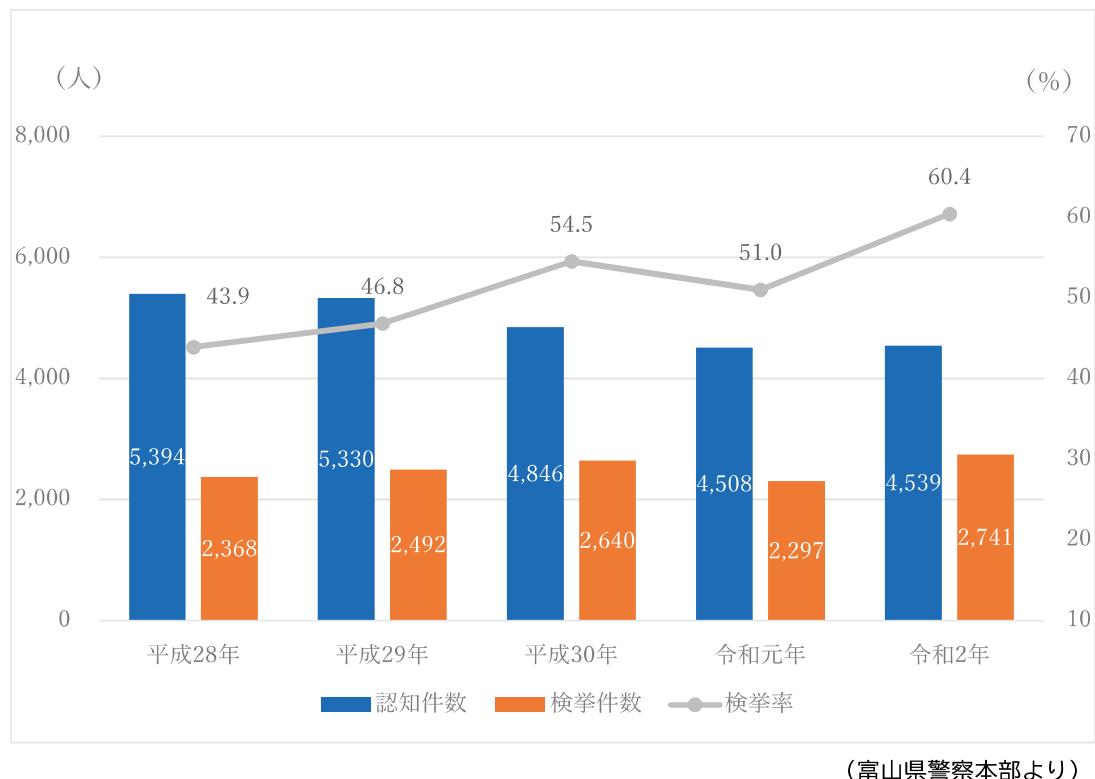
これを踏まえ、法第8条の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策について、氷見市再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体的に推進する計画と位置づけ、すべての市民が安全・安心で住み続けられるまちを目指します。

### 2 計画の対象者

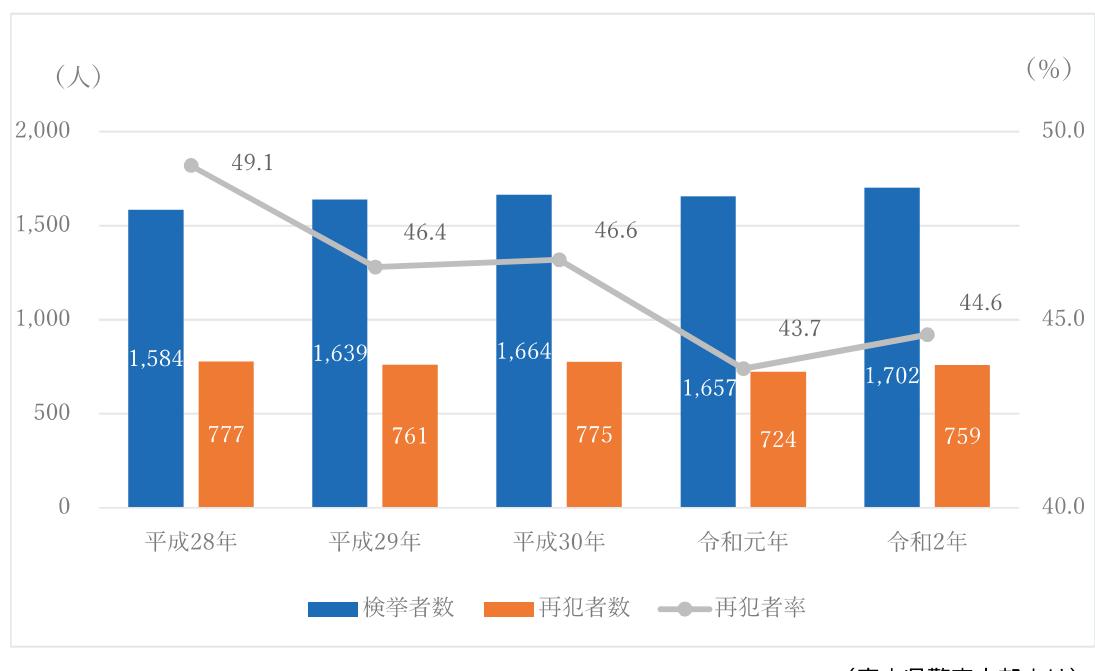
この計画において「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者を指します。

## 第2章 再犯防止をとりまく県内の状況について

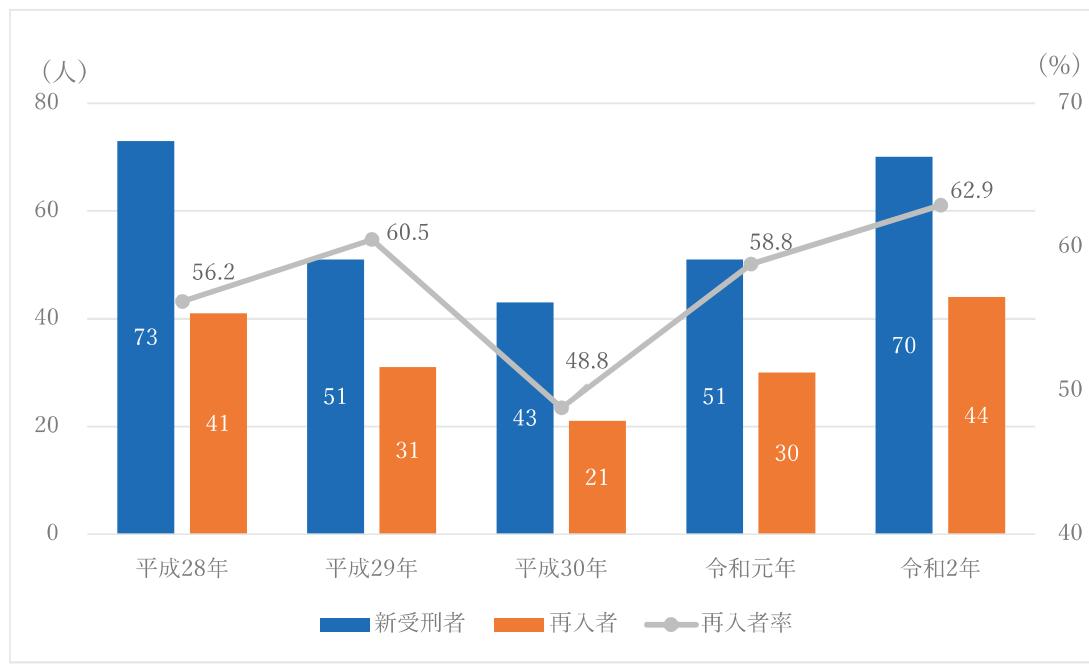
### 1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率



### 2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率



### 3 新受刑者中の再入者数及び再入者率



(法務省より)

### 4 刑務所出所者のうち、帰住先がない者の数

(人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
富山刑務所出所者	206	200	168	177	141
内、帰住先がない者※	44	32	47	34	9
割合	21.4%	16.0%	28.0%	19.2%	6.4%

(法務省より)

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で最適な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含みます。

## 5 刑法犯検挙者中の再犯者のうち、無職である者の数 (人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
再犯者	777	761	775	724	759
内、無職者	434	410	418	400	397
割合	55.9%	53.9%	53.9%	55.2%	52.3%

(富山県警察本部より)

## 6 新受刑者（犯行時の居住地が富山県である者）のうち、無職である者の数 (人)

年次	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
新受刑者	73	51	43	51	70
内、無職者	50	35	29	39	49
割合	68.5%	68.6%	67.4%	68.6%	70.0%
(参考:全国割合)	(69.8%)	(69.1%)	(69.1%)	(68.3%)	(69.2%)

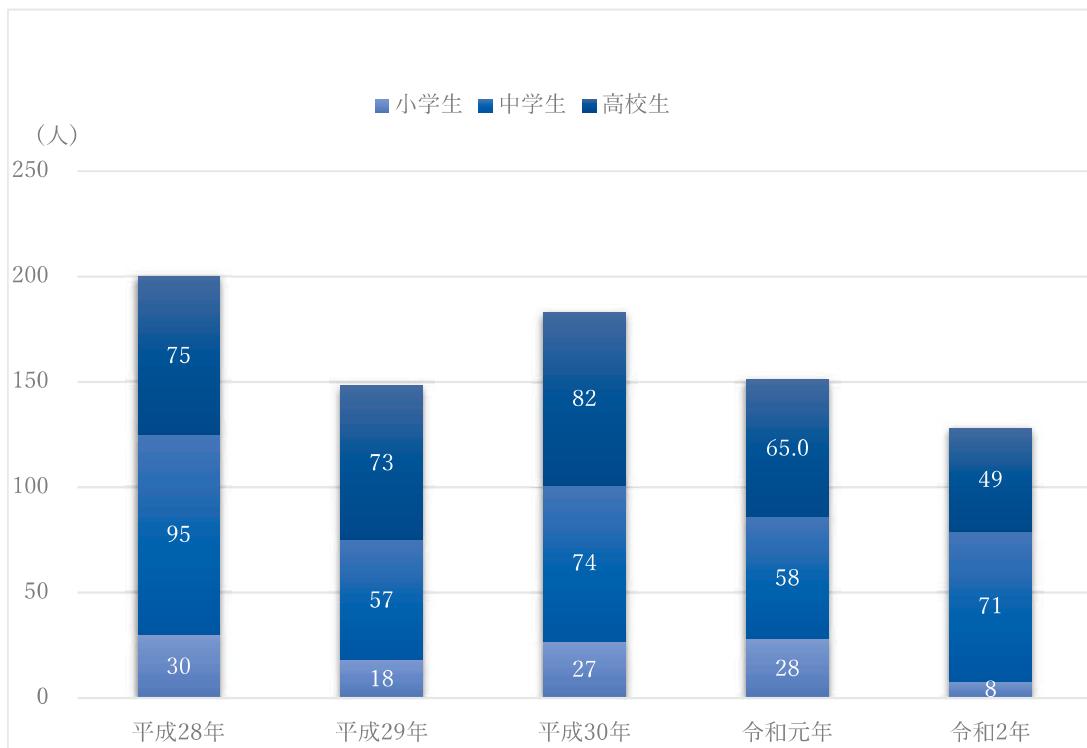
(名古屋矯正管区より)

## 7 協力雇用主数、うち実際に雇用している協力雇用主数 (社)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
協力雇用主数	270	287	307	321	327
内、実際に雇用している協力雇用主	4	4	7	4	12
割合	1.5%	1.4%	2.3%	1.2%	3.7%

(各年 4 月 1 日現在、令和 2 年は 10 月 1 日現在 富山保護観察所より)

## 8 小学生・中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移



(富山県警察本部より)

## 第3章 取り組みの推進

### 1 就労、居住の確保等のための取り組み

再犯を防ぐためには、出所後の安定した生活が不可欠です。その前提となるのが仕事及び住居の確保であり、その支援が求められています。

#### （1）就労に向けた相談支援の充実

##### ① 生活困窮者自立支相談支援事業の活用 【福祉介護課】

犯罪をした者等のうち、生活が困窮している状況の者に対して、生活困窮者自立支援事業を活用しながら、ハローワーク等との連携により就労を支援し、早期自立を図ります。

##### ② 高齢者の就労支援 【福祉介護課】

罪を犯した高齢者であっても、豊富な知識や経験、技能を生かし、生きがいをもって社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。

③ 障害者の就労支援 【福祉介護課】

障害のある人が罪を犯した場合、自立した地域生活を送ることができるように、身近な地域においての就労に関する支援を行います。

④ ひとり親家庭の親に対する就労支援 【子育て支援課】

【高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを支援します。

【自立支援教育訓練給付金】

就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講する、ひとり親家庭の親に対し、給付金を支給することにより、罪を犯したひとり親家庭の親であっても、自立の促進を図ります。

(2) 居住の確保等

① 住居確保給付金の活用 【福祉介護課】

離職等により、家賃が支払えず住まいを失った人、また、失うおそれのある人に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃に対する支援を行います。

② 社会福祉施設等の活用 【福祉介護課】

高齢や、障害等により自立が困難な人等に関しては、関係機関と連携し、社会福祉施設等への入所に向けた調整を行います。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取り組み

出所時に高齢であるなど、福祉サービスを必要とする出所者がいますが、「誰に相談したらよいのかわからない」、「どのようなサービスがあるのか知らない」などの理由から、手続きを行わず適切なサービスを受けられない人がいます。安定した社会生活を送るため、個々に適したサービスを受けられるような支援が求められています。

① 訪問相談体制の強化 【福祉介護課】

アウトリーチ支援員の配置により、地域住民や地域の人的資源と協力して、

訪問型の相談・課題把握の体制を整え、支援を必要とする人への見守りやニーズの早期発見に向け取り組むとともに、専門機関へのつなぎ役を果たし、適正なサービスの支援につなぎます。

② 多機関が連携した支援の推進【福祉介護課、地域包括支援センター】

福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援では、対応が困難なケースが増え、ひきこもり対策や就労支援・住宅確保など、支援を一層きめ細かく提供する必要が高まっていることから、「ふくし相談サポートセンター」内に多機関協働マネジャーを配置し、高齢者、障害者、子どもなどの、分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、保護司、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会等の関係機関が連携して包括的な支援を行います。

③ 地域包括支援センターによる支援 【地域包括支援センター】

市内4ブロック【灘浦地域、南条地域、上庄谷地域、氷見地域】に地域包括支援センター相談窓口を設置しており、医療機関の受診に関する相談、介護や福祉サービスの紹介、手続きの支援、介護予防に関する支援等、各種相談などを実施し支援します。

④ 障害者等相談支援 【福祉介護課】

平成26年5月に「福祉相談サポートセンター」を設置し、障害者の相談支援事業所の中核的な役割を担い、総合的・専門的な相談支援を実施しています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

⑤ 子育て世代包括支援センターによる相談支援

【健康課、子育て世代包括支援センター】

保健師等による、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、包括的な支援を行い、安心して育児に取り組めるよう、妊娠中から乳幼児期の子育てを切れ目なく支援します。

⑥ ひとり親に対する支援

【子育て支援課】

ひとり親家庭への就労支援を通して、罪を犯したひとり親の状況を把握し、

相談援助を行います。

⑦ 生活困窮者自立支援制度による支援 【福祉介護課】

生活に困窮する（困窮する恐れのある）犯罪をした者等のうち、家計改善支援、学習・生活支援等の専門的な支援により自立して生活していくように支援します。

⑧ 生活保護制度による支援 【福祉介護課】

犯罪をした者等のうち、生活に困窮する状況の者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立して生活していくように支援します。

⑨ 権利擁護のための体制整備 【福祉介護課、地域包括支援センター】

犯罪をした者等のうち、判断能力の不十分な人や、他者からの不適切な扱いにより権利利益が侵害される状態にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、権利や財産を守るよう支援します。

⑩ 成年後見制度の利用支援 【福祉介護課、地域包括支援センター】

犯罪をした者等のうち、申立人がいないことや、経済的理由などにより申立てができる認知症高齢者や障害者に対し、市長が申し立て人をしたり、成年後見人の報酬費用を助成します。

### 3 学校等と連携した就学支援の実施

非行少年の検挙・補導した数は減少傾向にありますが、未来を担う子ども・若者が社会の一員としていきいきと活躍できるよう、引き続き子ども・若者の健全育成ための環境づくりが必要です。

① 児童生徒の非行の未然防止 【教育総合センター】

スクールソーシャルワーカーを配置し、要支援家庭と学校、関係機関との連絡調整や社会資源の活用を促し、児童・生徒やその家庭が抱える課題の解消を図ることができるよう支援を行います。

② 子どもを見守り育む意識の醸成 【子育て支援課】

地域住民が、家族や子どもへの「声かけ」「あいさつ」等を通して、子どもの健やかな成長に寄与し、すべての市民が冰見の未来を担う子どもを見守り、育む意識を醸成します。

③ 警察等関係機関との連携強化 【教育総務課】

市内の青少年補導状況等の情報共有と合同補導を実施します。

#### 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進することが必要です。

① 安心して暮らせる仕組みづくり 【福祉介護課】

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会など更生保護関係団体と連携して、それらの団体の活動を支援するとともに、刑事・司法関係機関、医療・福祉関係機関と緊密に連携し、必要な支援に結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。

また、市内に設置されている更生保護サポートセンターは、保護司会をはじめとした、更生保護の活動拠点であることから、そちらへも支援を行います。

② 社会を明るくする運動の推進 【福祉介護課】

犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を推進します。強化月間である7月に、市の広報紙へ記事を掲載し啓発を実施します。